

5-1 機関総説

1 【機関の設計】

1. 機関の概要

機関とは、会社の意思決定あるいは行為をする者としての、自然人で構成される会議体である。

(1) 取締役(会法348①、会法326①)

取締役とは、会社の業務を執行する必須の機関であり、株式会社には1人または2人以上の取締役を置かなければならない。

(2) 取締役会

取締役会とは、取締役全員で組織され、会社の業務執行の決定、取締役の職務執行の監督、ならびに代表取締役の選定および解職をなす権限を有する機関である(会法362①②)。

(3) 会計参与

会計参与とは、取締役と共同して、計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を作成する権限を有する機関である(会法374①)。

(4) 監査役

監査役とは、取締役(会計参与設置会社にあつては、取締役および会計参与)の職務の執行を監査する権限を有する機関である(会法381①)。

(5) 監査役会

監査役会とは、監査役全員で組織され、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、監査の方針、監査役会設置会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する権限を有する機関である(会法390①②)。

(6) 会計監査人

会計監査人とは、株式会社の委任を受け、株式会社の計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を監査する専門職業人である(会法396①)。

2. 機関設計のルール

(1) 会社法第326条

- ① 全ての株式会社において(株主総会と)取締役の設置が必要である。
- ② 定款の定めにより、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、または委員会を置くことができる。

(2) 会社法第327条

- ① 公開会社、監査役会設置会社、委員会設置会社では、取締役会を置かなければならない。
- ② 取締役会設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない。ただし、閉鎖会社の会計参与設置会社を除く。
- ③ 会計監査人設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければならない。
- ④ 委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。
- ⑤ 委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

(3) 会社法第328条

- ① 大会社(閉鎖会社および委員会設置会社を除く)は、監査役会および会計監査人を置かなければならない。
- ② 閉鎖会社の大会社は、会計監査人を置かなければならない。

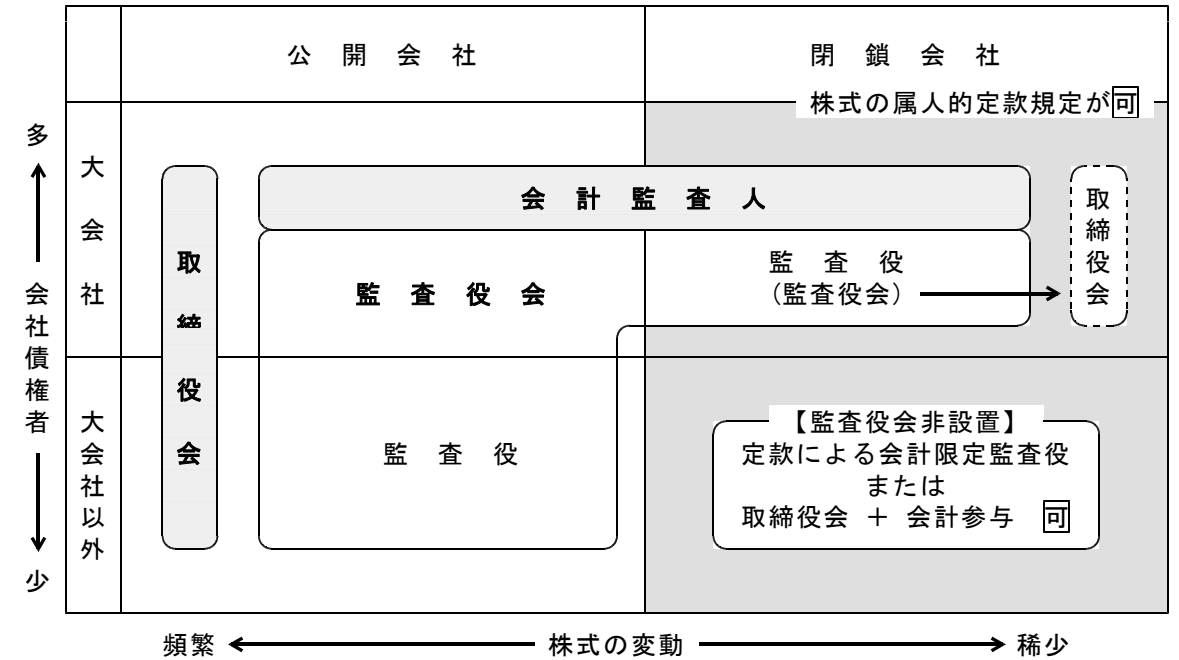
3. 機関の設置

定款の定め、およびその旨の登記を要する。

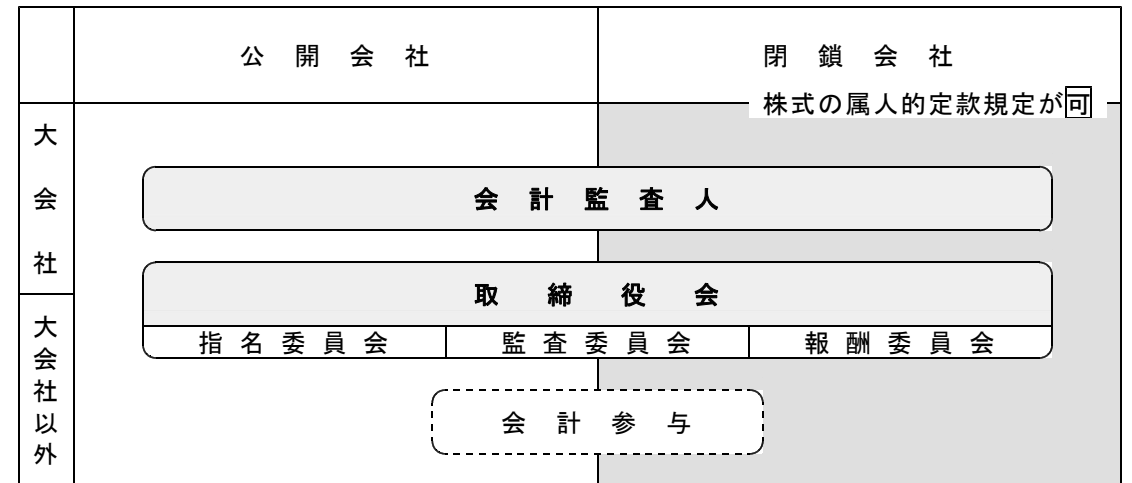
※ 取締役、会計参与および監査役を「役員」と略称している(会法329)。

2 【機関の構成】

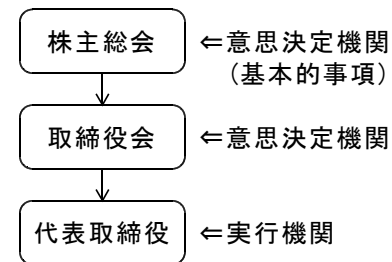
1. 委員会設置会社を除く株式会社での構成



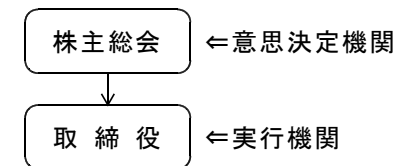
2. 委員会設置会社である株式会社での構成



【取締役会設置会社】



【取締役会非設置会社】



5-2 株主総会

1 【総 説】

1. 株主総会の権限

(1) 取締役会非設置会社(会法295①)

株主によって構成され、株式会社に関する一切の事項について会社の意思を決定することができる株式会社の必要的機関である。

したがって、特に定款の定めがなくても、会社法が株主総会の権限として定めた事項以外の事項を決定することができる。

(2) 取締役会設置会社(会法295②)

会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、会社の意思を決定することができる株式会社の必要的機関である。

(3) 権限委譲の禁止(会法295③)

会社法の規定において株主総会の権限とされている事項につき、他の機関がその決定をすることができるとする定款規定は無効である。

2. 決議の種類と会社法の規定により株主総会の権限とされている事項

(1) 普通決議(会法309①)

総株主の議決権の過半数(定款で別段の定め^可)を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数(定款で別段の定め^可)の賛成があれば決議。

※ 特殊普通決議

役員(取締役、会計参与、監査役)、会計監査人の選任および解任については、

①定足数を1/3未満とする、あるいは、②決議要件を過半数未満にする

旨を定款で定めることはできない(特別決議事項を除く)。

(2) 特別決議(会法309②)

総株主の議決権の過半数(定款で1/3以上まで緩和^可)を有する株主が出席し、出席株主の議決権の2/3以上(定款で加重^可)の賛成があれば決議。

①譲渡制限株式について株主または株式取得者からの承認請求を承認しない場合に、その株式を自己株式として買取する場合または株式買取人を指定する場合

②自己株式を特定の株主との合意に基づいて取得する場合

③全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合および譲渡制限株式の相続人等に対して売渡請求をする場合

④株式の併合をする場合

⑤募集株式の発行において募集事項を決定する場合(公開会社を除く)、募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する場合、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合(取締役または取締役会が決定できる場合を除く)、募集株式の割当てを行う場合(取締役会設置会社を除く)

⑥新株予約権の発行において募集事項を決定する場合(公開会社を除く)、新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する場合、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合(取締役または取締役会が決定できる場合を除く)、新株予約権の割当てを行う場合(取締役会設置会社を除く)

⑦累積投票の規定により選任された取締役を解任する場合または監査役を解任する場合

⑧役員、執行役、会計監査人の責任を一部免除する場合

⑨資本金の額を減少する場合(定時株主総会での、全額が欠損てん補に充てられる場合を除く)

⑩現物分配であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととするとき

⑪定款の変更、事業の譲渡、解散の規定により株主総会決議をする場合

⑫組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の規定により株主総会決議を要する場合

⑬事後設立

(3) 特殊決議(会法309③)

保有する株式が譲渡制限株式となる場合

①その発行する全部の株式の内容として譲渡制限の定めを設ける定款変更を行う場合

②公開会社である吸収合併消滅会社または株式交換会社で、組織変更の承認を受ける場合に、その株主に対して交付する金銭等の全部または一部が譲渡制限株式等であるとき

③公開会社である新設合併消滅会社または株式移転会社で、組織変更の承認を受ける場合に、その株主に対して交付する金銭等の全部または一部が譲渡制限株式等であるとき

議決権行使できる株主の半数以上(定款で加重^可)であって、総議決権の2/3以上(定款で加重^可)の賛成で決議(定足数はない)。

(4) 特別特殊決議(会法309④)

閉鎖会社において、会法105①の権利事項に関し、株主ごとに異なる取扱いを行うことを定款で定める場合

総株主の半数以上(定款で加重^可)であって、総議決権の3/4以上(定款で加重^可)の賛成で決議(定足数はない)。

(5) 株主全員の同意

①全ての株式を取得条項付株式に変更する定款変更(会社法73③、会社法110)

②特定の株主から株式を取得する際に売主追加請求権を適用しない旨の定款変更(会社法164)

(6) 総株主の同意

①取締役等の会社に対する責任の免除

・設立時現物出資財産の不足額填補責任、設立時取締役等の任務懈怠責任の免除(会法55)

・利益供与に関与した取締役の責任の免除(会法120)

・取締役等の会社に対する損害賠償責任の免除(会法124)

・剰余金の配当責任の分配可能額についての責任の免除(会法462)

・分配可能額を超える価額で買取請求に応じて株式を取得した場合の責任(会法464)

・欠損が生じた場合(会法465)

②組織変更の際し、持分を取得する場合

・株式会社における組織変更(会法776)

・吸収合併契約等の承認(会法783)

・新設合併契約等の承認(会法804)

	公開会社	閉鎖会社
	<p>【取締役会設置会社】</p> <p>・<u>会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り</u> <u>会社の意思を決定することができる</u></p>	<p>【取締役会非設置会社】</p> <p>・<u>会社の一切の事項</u> <u>について決議できる</u></p>

2 【株主総会の招集】

1. 招集の時期(会法296)

定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。ただし、必要がある場合には、いつでも招集することができる(臨時株主総会)。

2. 招集権者

(1) 取締役会設置会社(会法298④、会法349④)

取締役会が株主総会の招集を決定し、代表取締役が招集する。

(2) 取締役会非設置会社(会法298①、会法296③)

取締役の過半数の同意により株主総会の招集を決定し、取締役が招集する。

(3) 株主による招集(会法297)

	公開会社	閉鎖会社
要件	①総株主の議決権の3% (定款で緩和可) 以上の議決権を ②6ヶ月 (定款で短縮可) 前より継続保有	①総株主の議決権の3% (定款で緩和可) 以上の議決権を保有
内容	①取締役に対して、株主総会の目的である事項、および招集の理由を示し、招集を請求することができる(会法297①)。 ②これに応じて招集手続がとられないときは、裁判所の許可を得て、自ら招集することができる(会法297④)。	

3. 株主総会を招集する場合に決定すべき事項(会法298①)

- ①株主総会の日時および場所
- ②株主総会の目的事項があるときは、その事項
- ③欠席株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- ④欠席株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- ⑤その他法務省令で定める事項

4. 招集通知(会法299)

	公開会社	閉鎖会社
可	・会日の2週間前までに書面にて通知発行(会法299①②) ・株主の承諾があれば電磁的方法も可(会法299③) ・会法298①各号の事項の記載(または記録)が必要(会法299④)	
不可	・会日の1週間前までに書面にて通知 ・同じ	【取締役会非設置会社】 ・定款でさらに短縮可 ・口頭でも可 ・会法298①各号の通知不要
可	← 目的事項以外の決議不可 → ← 何でも決議可 →	
	・株主全員の同意があれば、招集手続を経ることなく開催することも可(会法300)	

書面(または電磁的方法)による議決権の行使(会法299②一)

5. 株主総会参考書類および議決権行使書面の交付等

(1) 書面により議決権行使ができることを定めた場合

会社は、株主に対し、招集通知に際して、法務省令で定めるところにより、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(株主総会参考書類)および株主が議決権を行使するための書面(議決権行使書面)を交付しなければならない(会法301①)。

電磁的方法により招集通知を発することを承諾した株主に対しては、通知の際、株主総会参考書類および議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、これらの書類を交付しなければならない(会法301②)。

(2) 電磁的方法により議決権行使ができることを定めた場合

①株主総会参考書類

会社は、株主に対し、招集通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主総会参考書類を交付しなければならない(会法302①)。

電磁的方法により招集通知を発することを承諾した株主に対しては、通知の際、株主総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

ただし、株主の請求があったときはこれらの書類を交付しなければならない(会法302②)。

②議決権行使書面

会社は、電磁的方法により招集通知を発することを承諾した株主に対しては、通知の際、法務省令で定めるところにより、議決権行使書面に記載すべき事項をその電磁的方法により提供しなければならない(会法302③)。

また、招集通知を電磁的方法により発することを承諾していない株主から株主総会の日の1週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、その株主に対し、その事項を電磁的方法により提供しなければならない(会法302④)。

		書面による交付	電磁的方法による提供
書面により議決権行使ができることを定めた場合	株主総会参考書類	必要	電磁的方法の承諾をした株主に対して 可
	議決権行使書面	必要	
電磁的方法により議決権行使ができることを定めた場合	株主総会参考書類	必要	電磁的方法の承諾をした株主に対して 必要 電磁的方法の請求をした株主に対して 必要
	議決権行使書面	不要	

※ 議決権を行使することができる株主が1,000人以上の株式会社は、書面による議決権の行使を認めなければならない(電磁的方法は任意、会法298②)。

6. 株主提案権(議題の提案権、議案の提出権、議案要領の通知請求権)

(1) 制度趣旨

株主の意見を株主総会に反映させ、会社と株主、株主相互間の意思の疎通を図るために認ると同時に、その濫用を防ぐために、議題提案権を少数株主権として、会社が提案を拒絶できる場合を規定した。

(2) 議題の提案権を行使することができる株主と行使方法

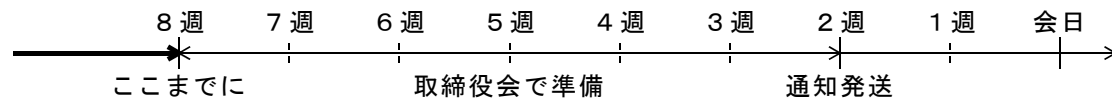
① 取締役会非設置会社(会法303①)

全ての株主が、制限なく請求することができる。

② 取締役会設置会社(会法303②③)

以下のそれぞれの株主は、取締役に対して、株主総会日の8週間前までに、一定の事項(ex. 役員改選の件)を株主総会の目的(=議題)とすることを請求することができる。

	公開会社	閉鎖会社
規模に関係なく	① 総議決権の1% (定款で緩和可) 以上の または 300個 (定款で減少可) 以上の 議決権を保有 ② 6ヶ月 (定款で短縮可) 前より継続保有	① 総議決権の1% (定款で緩和可) 以上の または 300個 (定款で減少可) 以上の 議決権を保有 【取締役会非設置会社】 ・ 全ての株主が ・ いつでも



(3) 議案の提出権(会法304)

株主は、株主総会において、株主総会の目的である(議決権を行使することができる)事項につき、議案を提出することができる(会日いきなりでも可)。ただし、以下を除く。

① 株主の提出する議案が、法令・定款に違反するとき。

② 実質的に同一の議案につき議決権の10%以上(定款で緩和可)の賛成を得られなかった日から3年を経過していないとき。

(4) 議案要領の通知請求権(会法305①②③)

議題提案権を行使することができる株主は、取締役に対し、株主総会日の8週間前までに、株主総会の目的である事項につきその株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること(書面または電磁的方法で招集通知をする場合には、その通知に記載または記録すること)を請求することができる。

なお、上記(3)に該当するものを除く(会法305④)。

※ 「議題(テーマ)」について「議案(具体的内容)」を提出する。

ex. 「会計監査人選任の件」について、「〇〇〇を会計監査人とする」(会法303、305) 当日、「△△△を会計監査人とする」(会法304)

7. 総会検査役選任請求権

(1) 制度趣旨

総会検査役制度は、株主総会の混乱が予想される場合などに、総会招集の手続および決議の方法(ex. 書面投票ないし委任状の取扱い、説明義務履行の状況など)が公正かどうかを調査し、その証拠を保全して総会運営の適正化を図るために設けられた。

(2) 内容(会法306)

株式会社、または以下の者は、株主総会の招集の手続および決議の方法を調査させるため、その株主総会に先立ち、裁判所に、検査役の選任の申立てをすることができる。

① 取締役会非設置会社(会法306①)

総議決権の1% (定款で緩和可) 以上の議決権を有する株主

② 取締役会設置会社(会法306②)

	公開会社	閉鎖会社
規模に関係なく	以下の株主 ① 株主総会の目的事項の総議決権の1% (定款で緩和可) 以上の議決権を保有 ② 6ヶ月 (定款で短縮可) 前より継続保有	以下の株主 ① 株主総会の目的事項の総議決権の1% (定款で緩和可) 以上の議決権を保有 【取締役会非設置会社】 総議決権の1%以上の議決権

(3) 手続

① 裁判所により選任された検査役は、必要な調査を行い、調査の結果を記載し、または記録した書面または電磁的記録(法務省令で定めるものに限る)を裁判所に提供して報告をしなければならない(会法306③⑤)。

② 裁判所は、上記の報告について、その内容を明瞭にし、またはその根拠を確認するため必要があると認めるときは、検査役に対し、更に報告を求めることができる(会法306⑥)。

③ 検査役は、上記の報告をしたときは、会社(選任の申立てをした者が会社でない場合は、会社および申立てをした株主)に対し、上記の書面の写しを交付し、または電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない(会法306⑦)。

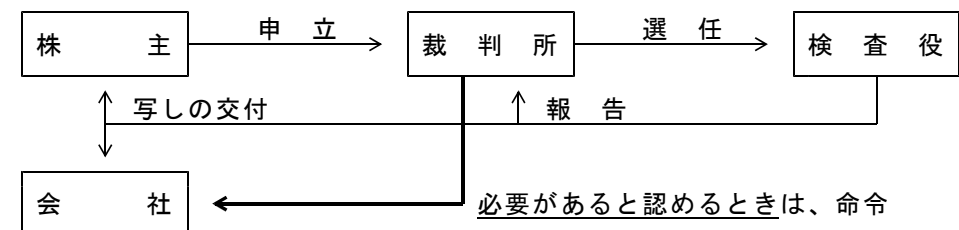
④ 上記の報告を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、会社に対して、以下の措置の全部または一部を命じなければならない(会法307①)。

・ 一定の期間内に株主総会を招集すること。

・ 上記の調査の結果を株主に通知すること。

⑤ 裁判所が一定の期間内に株主総会を招集することを命じた場合には、取締役は、上記の報告の内容を株主総会において開示しなければならない(会法307②)。

また、この場合取締役(監査役設置会社にあつては、取締役および監査役)は、上記の報告の内容を調査し、その結果を株主総会に報告しなければならない(会法307③)。



③【議決権】

1. 議決権の数(1株1議決権の原則、会法308①)

株主は、その保有する株式1株(または1単元の株式)につき1個の議決権を有する。

⇒ 1株につき複数の議決権を有する株式の発行はできない

2. 議決権の制限

(1) 相互保有株式(会法308①)

総株主の議決権の25%以上を有する、その他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主(被支配者)は、その株式会社(支配会社)の議決権を行使できない。

(2) 自己株式(会法308②)

自己株式については、議決権を有しない(会社が自己の管理運営を行うのは背理である)。

(3) 議決権制限株式(会法108①三)

議決権を行使しうる事項につき内容の異なる数種の株式を発行することができる。

(4) 基準日後に発行された株式(会法124)

基準日後であっても、取得請求権付株式の取得請求がなされた時や新株予約権の行使により株式が発行されたときは、会社の事務処理の便宜上議決権は有しない(会法124①)。

ただし、会社は、議決権の行使を認めることができる(会法124④)

(5) 自己株式の売主(会法160④、会法175②、会法140③)

売主である株主は特別利害関係人に当たるので、決議の公平を維持するために、特に議決権の行使を制限した。

(6) 種類株主による取締役等の選任解任権(会法108①九)

閉鎖会社(委員会設置会社を除く。)において、資本多数決によらない会社支配の要請を満たすため。

④【決議方法】

1. 原則(会法309①)

原則として、決議は多数決によって行なわれる。

2. 多数決の限界

強行法規(民法90等)

株主平等の原則(会法109①)に違反する決議
株主の固有権(会法105②など)を侵害する決議 } 無効である。

また、著しく不当な決議や会社法の基本原則に反する決議も違法な決議となる。

3. 多数決の修正

(1) 株式買取請求権

①株式譲渡制限の定めを設ける定款変更決議(会法116①一)

②事業の譲渡等の決議(会法469)

③合併の決議(会法785、会法806)

④新設分割・吸収分割の決議(会法806、会法785)

⑤株式交換・株式移転の決議(会法785、会法806)

⑥種類株式の株式買取請求権(会法116①) など

(2) 累積投票(会法342)

(3) 役員解任(会法854、会法329①)

4. 決議事項

(1) 取締役会設置会社(会法309⑤)

会法298①二で定めた株主総会の目的事項以外の事項については、決議することができない。

(例外) ・株主総会に提出された資料の調査をする者および株主による招集請求により招集された株主総会における株式会社の業務および財産の状況の調査をする者の選任
・会計監査人の出席を求めること

(2) 取締役会非設置会社(会法309⑤但書)

会法298①二で定めた株主総会の目的事項以外の事項についても、決議することができる。

	公開会社	閉鎖会社
【取締役会設置会社】	← 目的事項以外の決議不可 (例外あり) →	【取締役会非設置会社】
		← 何でも決議可 →

※ 取締役会非設置会社は株主による監督を志向した会社形態であるが、取締役会設置会社は株主から取締役への経営委任を志向した会社形態である。後者の会社形態で株主総会の目的事項以外について決議できるとすると、招集通知に記載された事項を見て欠席等した株主の意に反して新たな事項が決議される結果となってしまうため、決議不可とされている。

5 【議決権の行使方法】

1. 代理行使(会法310)

(1) 内容および趣旨

本来議決権は株主自ら行使することが原則であるが、株主自身の出席を要求することは困難であることが多い。そこで、株主の議決権行使の機会を事実上奪うことのないように、代理人による議決権行使が認められている。

(2) 手 続

- ① 代理人によって議決権行使する株主(または代理人)は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない(会法310①)。
- ② 会社の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供してもよい(会法310③)。会社は、株主が電磁的方法による招集通知の受領を承諾した者であるときは、正当な理由がなければ、上記の承諾を拒むことができない(会法310④)。
- ③ 代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない(会法310②)。
- ④ 会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる(会法310⑤)。

(3) 代理権を証明する書面の備置き等

- ① 会社は、株主総会の日から3ヶ月間、代理権を証明する書面および電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその本店に備え置かなければならない(会法310⑥)。
- ② 株主(代理人による議決権行使がなされた株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く)は、株式会社の営業時間内は、いつでも、代理権を証明する書面等の閲覧または謄写の請求をすることができる(会法310⑦)。

(4) 代理人資格

代理人資格を株主に制限する定款は有効であるが、たとえ株主でない者が代理人として出席したとしても、その者が株主総会を荒らさない者である場合には、かかる定款の適用はない。「無効」とは区別すること

【最高裁昭和43年11月1日判決】

代理人は株主にかぎる旨の定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限とすることができる。

【最高裁昭和51年12月24日判決】

定款で議決権行使の代理人の資格を株主に制限している場合においても、右規定は株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し会社の利益を保護する趣旨にでたものであり、株主である県、市、株式会社がその職員または従業員に議決権を代理行使させることは、右規定に違反しない。

2. 書面による議決権の行使

(1) 書面による議決権の行使の採用が義務づけられる会社(会法298②)

株主(完全無議決権株式の株主を除く)の数が1,000人以上の会社は、書面による議決権行使を採用しなければならない。

ただし、金商法2⑩に規定する証券取引所に上場されている株式を発行している株式会社であって、法務省令で定めるものである場合には、この限りでない。

(2) 行使方法(会法311①②)

議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで、必要事項を記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う。

なお、書面によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

(3) 書面の備置き等(会法311③④)

株式会社は、株主総会の日から3ヶ月間、議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。また、株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、この閲覧または謄写の請求をすることができる。

3. 電磁的方法による議決権の行使(会法312)

(1) 行使方法(会法312①②③)

政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により会社に提供して行う。

株主が電磁的方法による招集通知の受領を承諾した者であるときは、株式会社は正当な理由がなければ、この承諾を拒むことができない。

電磁的方法によって行使した議決権の数は出席株主の議決権の数に算入される。

(2) 電磁的記録の備置き等(会法312④⑤)

株式会社は、株主総会の日から3ヶ月間、株主から提供された電磁的記録を本店に備え置かなければならず、株主は、会社の営業時間内は、いつでも、この記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧または謄写の請求をすることができる。

4. 不統一行使(会法313)

(1) 内 容

2個以上の議決権を有する株主は議決権を不統一行使できる(会法313①)。

(2) 手 続

① 取締役会非設置会社

事前通知は不要である。

② 取締役会設置会社

株主総会の日から3日前までに、株式会社に不統一行使をする旨およびその理由を通知しなければならない(会法313②)。

	公 開 会 社	閉 鎖 会 社
【取締役会設置会社】	← 3日前までに【通知】を要す →	← 事前通知【不要】 →

(3) 不統一行使の拒否

会社は、(株主が株式の信託を受けているなど)他人のために株式を有する者でないときは、不統一行使を拒むことができる(会法313③)。

⑥【株主総会の議事運営】

1. 総会の成立

招集通知に記載された日時・場所に株主が出席し、定足数が充足され、取締役が出席したうへ、議長が定足数を充足していることを確認報告し、開会を宣言すれば、総会が適法に成立する。

2. 議長の選任および権限

(1) 選任

議長は、定款に定めがない場合には、株主総会で選任する。

ex. 定款で「取締役」と定めておくことも可。

(2) 権限(会法315)

議長は、株主総会の秩序を維持し、議事を整理するが、命令に従わない者その他株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

3. 取締役・会計参与・監査役および執行役の説明義務(会法314)

(1) 内容および趣旨

取締役等は、株主から特定の事項の説明を求められたときは、その事項について必要な説明をしなければならない(会法314本文)。

取締役等の説明義務を定めることにより、間接的に、これらの者の株主総会への出席義務や株主の質問権を定めてもいる。

(2) 説明を拒絶できる場合(会法314但書)

①会議の目的たる事項(＝議題)に関しないもの

②説明することによって株主の共同の利益を著しく害するとき

ex. ノウハウの提供を受ける対価が果たして妥当かどうかを株主総会で判断する際に、「そのノウハウの内容を説明せよ」と企業秘密の説明を要求された場合。

③その他正当な理由がある場合

- ・取締役等が全く関知しない事項について説明を求められたとき。
- ・自己負罪の危険(説明をすることにより自己または会社が刑罰を受ける危険)があるとき。
- ・調査をするには社会通念上不相当な経費を要するとき。

4. 議事録

(1) 議事録の作成および備置き(会法318①②)

株式会社は、株主総会の議事について、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、株主総会の日から10年間、これを本店に備え置かなければならない。

さらに、株式会社は、同日から5年間、議事録の写しを支店に備え置かなければならない。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であり、支店における閲覧または謄写の請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この備置きは不要である(会法318③)。

(2) 株主または債権者の閲覧または謄写の請求(会法318④)

株主および債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、議事録の閲覧または謄写の請求をすることができる。

(3) 親会社社員の閲覧または謄写の請求(会法318⑤)

株式会社の親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる。

5. 株主総会決議の省略

(1) 株主総会決議の省略(会法319①⑤)

取締役または株主が株主総会の「議案」を提案をした場合において、その提案につき、株主(その事項について議決権行使できるものに限る)の全員が書面(または電磁的記録)により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

なお、定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に定時株主総会が終了したものとみなす。

※ 株主提案権(会法304)が前提であり、議題提案権(会法303)は対象にならない。

(2) 議決権行使書面等の備置き(会法319②③④)

株式会社は、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、この書面等を本店に備え置かなければならない(支店での備置きは不要)。

また、株主および債権者の閲覧等の請求、株式会社の親会社社員の閲覧等の請求については、通常の議事録と同じ取り扱いがされる。

6. 株主総会への報告の省略(会法320)

取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が、書面(または電磁的記録)により同意の意思表示をしたときは、その事項の株主総会への報告があったものとみなす。

【最高裁昭和40年6月29日判決】

新株がすでに発行された後は、新株発行無効の訴を提起しないかぎり、当該新株の発行を無効とするに由なく、新株発行に関する株主総会決議無効確認の訴は、確認の利益がない。

【最高裁昭和54年11月16日判決】

株主総会の決議無効確認の訴えの係属中に、無効原因として主張されていた瑕疵が取消事由に該当することが判明した場合、原告が取消しの訴えを提起する権利を有する者であり、また、無効確認の訴えの提起が取消しの訴えの提訴期間中に行われたものであった場合には、たとえ、決議取消しの主張が出訴期間経過後になされたとしても、取消しの訴えに変更することができる。

【最高裁昭和42年9月28日判決】

株主は、他の株主に対する招集通知の瑕疵を理由として、総会決議取消の訴えを提起できる。

【最高裁昭和60年12月20日判決】

株主全員が株主総会に出席し、全員一致で株主総会を開催することに同意したのであれば、一部の株主に招集通知が発せられなかったとしても、株主総会決議の取消事由は生じない。

【最高裁昭和58年6月7日判決】

計算書類等承認決議が取り消された場合、計算書類等は遡及的に未確定となるから、それを前提とする時期以降の計算書類等の内容も不確定となる。

7 【種類株主総会】

1. 種類株主総会の権限(会法321)

種類株主総会は、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

2. ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

(1) 原則(会法322①本文)

以下の行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、その行為は、その種類の株式の種類株主総会の決議を得なければ、無効である。

① 次の事項についての定款の変更(会法111①②)

取得条項付種類株式、譲渡制限付種類株式、全部取得条項付種類株式への変更を除く、

- ・ 株式の種類を追加
- ・ 株式の内容の変更
- ・ 発行可能株式総数または発行可能種類株式総数の増加

※ ある種類株式を取得条項付株種類式にするに、その種類の種類株主全員の同意が必要(会法99、会法111)

② 株式併合および株式分割

③ 株式無償割当(会法185)

④ その会社の株式引受者の募集(会法202①各号に掲げる事項を定めるものに限る)

⑤ その会社の新株予約権の引受者の募集(会法241①各号に掲げる事項を定めるものに限る)

⑥ 新株予約権無償割当(会法277)

⑦ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転

⑧ 吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部の承継

⑨ 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

(2) 例外(会法322②③)

ある種類の株式の内容として、上記①の定款変更を除き、種類株主総会の決議は不要の旨を定款で定めることができる。

(3) 種類株主総会決議不要の定款変更(会法322④)

既にある種類の株式の発行後に、その種類の株式について種類株主総会の決議不要の定款の定めを設けようとするときは、その種類の種類株主全員の同意を得なければならない。

3. 拒否権付き種類株式(会法323)

種類株式発行会社において、ある種類の株式の内容として、株主総会または取締役会(非設置会社では、株主総会)において決議すべき事項について、その決議のほか、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、その事項は、株主総会等の決議のほか、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、無効である。

4. 種類株主総会の決議方法(会法324)

普通決議、特別決議、特殊決議とも、定足数および決議要件は通常の株主総会と同じ。

5. 反対株主の株式買取請求権(会法116①三)

上記②～⑥の行為、および単元株式数の定款変更により種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、反対株主の株式買取請求権が認められている。

※ A種類株式(配当優先株式)、
B種類株式(A種類株式を取得の対価とする取得請求権付株式)を現に発行する株式会社
C種類株式(A種類株式を取得の対価とする取得条項付株式)

(1) A種類株式を「譲渡制限付種類株式」とする手続(会法111②、会法324③一、会法116①二)

- ① 株主総会の特別決議
- ② A種類株主総会での特殊決議
- ③ B種類株主総会での特殊決議
- ④ B種類株主総会での特殊決議

により定款変更(反対株主の株式買取請求権あり)

(2) A種類株式を「全部取得条項付種類株式」とする手続(会法111②、会法324②一、
会法116①二)

- ① 株主総会の特別決議
- ② A種類株主総会での特別決議
- ③ B種類株主総会での特別決議
- ④ C種類株主総会での特別決議

により定款変更(反対株主の株式買取請求権あり)

(1) A種類株式を「取得条項付種類株式」とする手続(会法111①)

- ① 株主総会の特別決議
- ② A種類株主全員の同意
- ③ (B種類株主は不要)
- ④ (C種類株主は不要)

により定款変更

原則として、株主総会の開催必要

(例外) 書面決議(会法319①)

原則として、招集手続が必要

(例外)

① 書面決議不可で株主全員の同意がある(会法300)

② 全員出席総会(判例)

5-3 取締役

1 【総 説】

1. 取締役と会社との関係(会法330、民644)

会社との関係は「委任」に関する規定に従う。したがって、会社に対して善管注意義務を負う。さらに、取締役は会社に対しての忠実義務も負う(会法355)。

2. 選 任

(1) 原 則(会法329、会法341)

株主総会の普通決議により選任する。なお、定足数は1/3以上での増減、賛成議決権数の割合は過半数以上に加重する、定款の規定が可。また決議の際、法務省令で定めるところにより、補欠の取締役を選任することができる。

(2) 累積投票による選任(会法342)

株主総会の目的である事項が2人以上の取締役の選任である場合には、議決権行使をできる株主は、株式会社に対し、累積投票によって取締役を選任すべきことを請求することができる(定款で排除可)。なお、この請求は株主総会の日の5日前までにしなければならない。

(3) 種類株主総会における選任(会法347①)

取締役選任権付種類株式(公開会社や委員会設置会社は発行不可)を発行している場合には、その種類株主総会の決議で選任される。

3. 取締役の資格等

(1) 欠格事由(会法331①)

次の者は、取締役となることができない。

① 法 人

② 成年被後見人や被保佐人(または、外国の法令上これらと同様に取り扱われている者)

③ 会社法等の規定に違反し、または、金融商品取引法等に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、または、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ その他の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

※ 成年被後見人、被補佐人、被補助人、未成年者 可

(2) 被選資格の制限(会法331②)

	公 開 会 社	閉 鎖 会 社
制 限	定款で被選資格を株主に限定 (年齢等の合理的な範囲であれば、可) 不可	定款で被選資格を株主に限定 (委員会設置会社でも可) 可

⇒ 選任された結果、すべての取締役が株主であってもかまわない。

(3) 兼任禁止(会法331③)

委員会設置会社の取締役は、その会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。

(4) 員 数(会法331④)

① 取締役会非設置会社

特に規定はなく、何人でもよい。

② 取締役会設置会社

取締役は、3人以上でなければならない。

4. 任 期

(1) 原 則(会法332①)

選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。(定款または株主総会の決議による短縮可)

(2) 委員会設置会社でない閉鎖会社(会法332②)

定款により、「選任後2年以内に終了する」を「選任後10年以内に終了する」へ伸長可。

(3) 委員会設置会社(会法332③)

選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(4) 定款変更による任期満了(会法332④)

以下の定款変更をした場合には、取締役の任期はその定款変更の効力が生じた時に満了する。

① 委員会を設置または廃止する定款変更

② 閉鎖会社から公開会社へ変更する定款変更(委員会設置会社がするものを除く)

5. 終任事由

(1) 一般的事由

① 辞 任(会法330、民651)

② 民法の定める契約の終了事由(会法330、民653)

・ 会社の破産手続開始の決定

・ 取締役の死亡や破産手続開始の決定、取締役が後見開始の審判を受けたこと

③ 欠格事由の発生(会法331①)

④ 任期満了(会法332)

(2) 解 任(会法339)

① いつでも、株主総会の普通決議によって解任できる。なお、定足数は1/3以上での増減、賛成議決権数の割合は過半数以上に加重する、定款の規定が可(会法341)。

ただし、累積投票によって選任された取締役の解任は、株主総会の特別決議によらなければならない(会法342⑥、会法309②七)。

② 正当な理由なく解任された取締役は、その損害賠償を請求できる。

6. 取締役が欠けた(または会社法や定款の規定の員数が欠けた)場合(会法346①②③)

任期の満了(または辞任)により退任した取締役は、後任(一時取締役を含む)が就任するまで、なお取締役としての権利義務を有する(⇒ 解任された者は該当しない)。

この場合、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時この職務を行うべき者(一時取締役)を選任することができる(報酬は裁判所が決定)。

7. 取締役の職務代行者(会法352)

民事保全法第56条の仮処分命令により選任された取締役の職務代行者は、別段の定めがある場合を除き、株式会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

これに違反した行為は無効であるが、これを善意の第三者に対抗することはできない。

※ 取締役不在時の対応3パターン

① 任期満了時、② 一時取締役(裁判所選任)、③ 職務代行(仮処分命令)

※ 一時取締役の権限は通常のとおりであるため、株式会社の常務に属しない行為をする時でも裁判所の許可を得る必要がない。

取締役の職務を代行する者(民事保全法第56条の職務代行者)は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、株式会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可が必要。

2【権 限】

1. 業務執行権(会法348①)

取締役会非設置会社の取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社の業務を執行する。

2. 業務執行の決定方法(会法348②)

取締役が2人以上の場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

この場合、取締役は、以下の行為の決定を各取締役に委任することができない。

- ① 支配人の選任および解任
- ② 支店の設置、移転および廃止
- ③ 株主総会の招集にあたり決定すべき事項
- ④ 内部統制体制の整備
- ⑤ 定款の定めに基づく役員、執行役、会計監査人の責任の免除(会法426①)

なお、大会社の取締役は、「④内部統制体制の整備」の事項を決定しなければならない。

3【義 務】

1. 忠実義務(会法355)

取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

2. 競業禁止義務

(1) 競業取引の規制(会法356①一、会法365①)

取締役が、自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引を行うときには、取締役会(非設置会社では、株主総会)において、その取引につき重要な事実を開示し、事前の承認を受けなければならない。

(2) 取締役会への報告(会法365②)

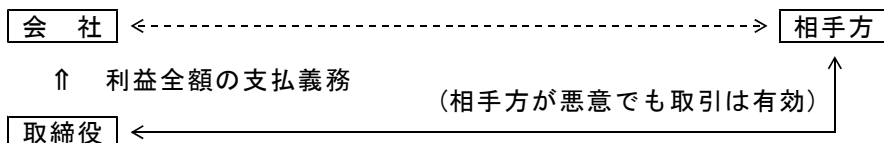
取締役会設置会社では、事前に取締役会の承認を受けていたか否かを問わず、事後的にも、その取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

(3) 競業取引の2要件

- ① 「自己または第三者のために」とは、「自己または第三者の計算において」を意味する(判例)。
- ② 「会社の事業の部類に属する取引」とは、会社の事業と市場において競合し、取締役と会社との間の利害が相反する可能性のある取引のことであり、会社が行っている事業や、既に準備に着手し、または一時的に休止しているものも含まれる。ただし、準備を全くしていない事業や完全に廃止した事業は、たとえ定款に記載されていても含まれない。

(4) 違反したときの効果

- ① 競業取引自体は有効である。
- ② 取締役は会社に対して損害賠償の責任を負う(会法423①)。
損害額は、競業により取締役または第三者が受けた利益の額と推定される(会法423②)。
⇒ 取締役会の承認があれば、損害の推定はない。
- ③ 取締役解任の正当事由になる(会法339②)。



3. 利益相反取引の規制

(1) 利益相反取引の事実の開示(会法356①二、三、会法365①)

取締役が自己または第三者のために株式会社と取引を行うとき、株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社とその取締役との利益が相反する取引を行うときには、取締役会(非設置会社では、株主総会)において、その取引につき重要な事実を開示し、事前の承認を受けなければならない。

(2) 取締役会への報告(会法365②)

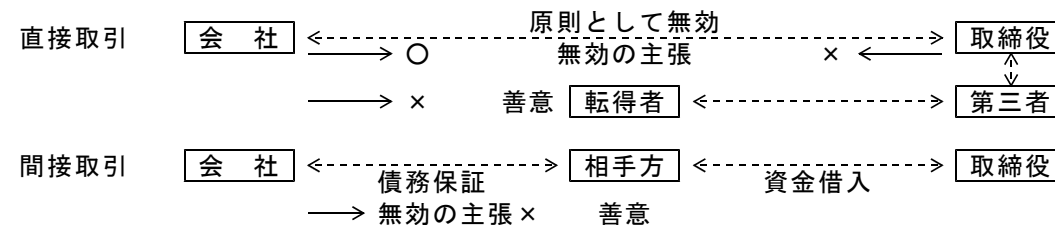
取締役会設置会社では、事前に取締役会の承認を受けていたか否かを問わず、事後的にも、その取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。

(3) 利益相反取引の2要件

- ① 「自己または第三者のために」とは、「自己または第三者の名義において」を意味する(判例)。趣旨からすれば「競業取引」の場合と同じく、経済的利益が誰に帰属するかで判断すべきであるが、本取引の場合は違反した場合に無効になる余地があるため、取引の安全の見地から明確な名義で判断することになる。
- ② 「取引」とは、趣旨から、会社と取締役との利害が衝突し、裁量により会社に不利益を生じおそれのある取引と解されている。

(4) 違反したときの効果

- ① 取引は原則として無効。ただし、会社の利益保護の観点から、取締役の側から取引の無効を主張することは許されない(判例)。
また第三者(直接取引では転得者、間接取引では相手方)が善意の場合には、会社は無効を主張することができない。なぜなら取締役が会社に対して負う対内的な義務の違反にすぎず、承認の有無は外部からは容易に知り得ない(判例・通説)。
- ② 株式会社に損害が生じたときは、利益相反取引を行った(または決定、承認した)取締役は、任務を怠ったものと推定され、その損害を賠償する責任を負う(会法423③)。



4. 取締役の報告義務(会法357)

取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、その事実を監査役(非設置会社では株主、監査役会設置会社では監査役会)に報告しなければならない。

【最高裁昭和45年8月20日判決】
会社と取締役間で旧商法265条(会法356①二、会法365①)の取引がなされた場合でも、その取締役が会社の全株式を所有し会社の営業が実質上その取締役の個人営業にすぎないときは、会社と取締役との間に実質的には利害相反する関係はないから、取締役会の承認は要しない。

【最高裁昭和49年9月26日判決】
取締役と会社との取引が株主全員の合意によってなされたときは、取締役会の承認を要しない。

4 【株主からの請求】

1. 検査役の選任

(1) 検査役の選任請求(会法358①)

株式会社の業務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、以下の株主は、会社の業務および財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任を請求することができる。

- ①総株主(完全無議決権株主を除く)の議決権の3%(定款で緩和可)以上の議決権を有する株主
- ②発行済株式(自己株式を除く)の3%(定款で緩和可)以上の数の株式を有する株主

(2) 検査役の選任(会法358②③)

検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。その際、裁判所は株式会社がその検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

(3) 検査役の調査および報告(会法358④⑤⑥⑦)

①選任された検査役は、必要な調査を行い、調査の結果を記載した書面(または記録した電磁的記録(法務省令で定めるものに限る))を裁判所に提供して報告をしなければならない。

なお、検査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社の業務および財産の状況を調査することができる。

②裁判所は検査役の報告について、その内容を明瞭にし、またはその根拠を確認するため必要があると認めるときは、検査役に対し、更に報告を求めることができる。

③検査役は裁判所に報告をしたときは、会社および申立てをした株主に対し、提出した書面の写しを交付(または電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供)しなければならない。

(4) 裁判所による株主総会招集等の決定(会法359①)

検査役の報告を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、取締役に対し、以下の措置の全部または一部を命じなければならない。

- ①一定の期間内に株主総会を招集すること。
- ②検査役の調査の結果を株主に通知すること。

(5) 株主総会での開示(会法359②③)

裁判所が株主総会を招集することを命じた場合には、取締役は、検査役の報告の内容を株主総会において開示しなければならない。

また、この場合、取締役(監査役設置会社にあつては、取締役および監査役)は、検査役の報告の内容を調査し、その結果を株主総会に報告しなければならない。

2. 株主による取締役の違法行為差止請求権(会法360)

	公開会社	閉鎖会社
主体	6ヶ月(定款で短縮可)前より引続き株式を所有する株主	株主
内容	<p>【監査役(会)設置会社】</p> <p>①取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある</p> <p>②その行為によって会社に「回復することができない損害」が生ずるおそれがある</p> <p>⇒ その取締役に対し、その行為をやめることを請求することができる。</p>	<p>【監査役非設置会社】</p> <p>会社に「著しい損害」が生ずるおそれがある</p>

3. 種類株主による選任権・拒否権

	公開会社・委員会設置会社	閉鎖会社
取締役・監査役選任権株式(会法108①九)	×	○
拒否権株式(会法108①八)	○	○

※ 公開会社や委員会設置会社では、選任はできないが、拒否はできる。

5【報酬】

1. 「報酬等」の意義

報酬等とは、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益であり、退職慰労金も報酬等に含まれる(判例)。

ただし、使用人と兼任している場合の使用人部分の給与は「報酬等」に含まれない。

2. 報酬等の決定

(1) 報酬等の決定方法(会法361①)

取締役の報酬等についての以下の事項は、定款にその事項を定めていないときは、株主総会の決議によって、(少なくとも総額または限度額を)定める。

- ① 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- ② 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
ex. 業績連動型報酬等のインセンティブ報酬として、当期純利益の5%相当額
- ③ 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
ex. 低賃料による社宅の提供、退職年金の受給権の付与等

②または③の事項を定め、またはこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、その株主総会において、その事項を相当とする理由を説明しなければならない(会法361②)。

(2) 退職慰労金

退職慰労金を会社の業績・勤続年数・担当業務・功績の軽重等から割り出した一定の基準に基づいて決定することを取締役会に一任することは許される。

3. 報酬額の減額

各取締役の報酬額が具体的に定められた場合、その額は各取締役と会社との間の契約内容となるから、その後に報酬額を減額することは、本人の同意がない限りできない(判例)。

4. 新株予約権の有利発行(会法238、会法309②六)

株式会社の取締役に對し、インセンティブ報酬の趣旨で新株予約権が有利発行される場合には、株主総会の特別決議が必要である。

※ 新株予約権の発行価額のいかんを問わず、取締役に對し職務執行の対価として新株予約権を付与する場合は、常に特別決議が必要である。なぜなら、株式会社においては労務による出資が認められていない以上、取締役の職務執行は、新株予約権の対価としては常に無償と評価されるからである。

【最高裁昭和60年3月26日判決】

使用人として受ける給与の体系が明確に確立されている場合には、使用人兼取締役に對して株主総会で決議しなくても旧商法269条(会法361)には反しない。

【最高裁昭和39年12月11日判決】

退職慰労金は、その在職中における職務執行の対価として支給される限り、旧商法269条(会法361)の報酬に含まれる。

【最高裁平成4年12月18日判決】

総会決議により取締役の報酬の総額の上限が定められ、取締役会で期間を定めずに毎月定額の報酬を支払う旨定められた場合は、その後総会で特定の取締役に對して無報酬とする旨決議しても、当該取締役に對してこれに同意しない限り、その報酬請求権を失うものではない。

6【その他】

1. 社外取締役(会法25)

株式会社の取締役に對して、その株式会社(またはその子会社)の業務執行取締役もしくは執行役員または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去にその株式会社(またはその子会社)の業務執行取締役もしくは執行役員または支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。

⇒ 親会社の取締役は可

親会社 会社 子会社	OK		
	使用人	業務執行	社外
	使用人	業務執行	社外
	使用人	業務執行	社外
	NG		

2. 登記事項

(1) 取締役の登記事項

① 取締役の氏名(会法911③十三)

(2) 社外取締役である旨の登記

社外取締役であることが要件とされる以下の制度を採用する場合は、社外取締役である旨の登記が必要である。

- ① 特別取締役の制度(会法911③二十一)
- ② 委員会設置会社(会法911③二十二)
- ③ 責任限定契約に関する定款の定め(会法911③二十五)

【最高裁平成15年2月21日判決】

株主総会の決議を経ずに支払われた役員報酬であっても、事後的に株主総会で追認されれば有効である。

【最高裁昭和38年9月5日判決】

代表取締役が自己の住宅購入資金にするため会社名義でなした借入行為は原則として有効であるが、相手方が代表取締役の意図を知り、または知ることができた時には無効となる(民法93条但書類推適用)。

5-4 取締役会

1 【権限等】

1. 株式会社の業務執行の決定

(1) 組織および職務(会法362①②③)

取締役会は、すべての取締役で組織され、以下の職務を行う。

- ①株式会社の業務執行の決定
- ②取締役の職務の執行の監督
- ③取締役の中から代表取締役を選定および解職

(2) 業務執行の決定の委任(会法362④)

取締役会は、以下の事項その他の重要な業務執行の決定を、下位機関である(代表)取締役に委任することができない(上位機関である株主総会に対しては、強行法規に反しない限り可)。

- ①重要な財産の処分および譲受け ← 特別取締役による取締役会決議の対象(会法373①)
- ②多額の借財
- ③支配人その他の重要な使用人の選任および解任
- ④支店その他の重要な組織の設置、変更および廃止
- ⑤募集社債の総額その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項
- ⑥内部統制体制の整備
- ⑦定款の規定に基づく役員、執行役、会計監査人の責任の免除

なお、大会社の取締役会は、「⑥内部統制体制の整備」の事項を決定しなければならない。

【最高裁平成6年1月20日判決】

「重要な財産の処分」にあたるか否かは、当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様および会社における従来の取扱等の事情を総合的に考慮して判断すべきものである。

2. 業務執行の監督(会法362②、会法363)

取締役会が会社の業務執行を決定し、その決定に従い、代表取締役や取締役会の決議によって選定された業務執行取締役が業務執行を行う。取締役会は、この決定された業務執行を確保するために、代表取締役等の職務執行を監督する権限を有する。

取締役会の監督権限は、単に違法な職務執行を抑制するだけでなく、その妥当性にも及ぶ点に特徴があり、監査役の監査権限が違法性監査である(多数説)と異なる。また、取締役会の監督権限は、取締役相互の監視義務の裏付けとなる。

取締役会の監督権限を有効かつ適切に行使するため、代表取締役等の業務を執行する取締役は、3ヶ月に1回以上、自己の業務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

⇒ 取締役は、代理人による報告不可(執行役は代理人による報告可)。

2 【取締役会の招集】

1. 取締役による招集(会法366)

取締役会は、各取締役が招集するが、定款または取締役会で招集権者を定めたときは、その取締役が招集権をもつ。この場合、招集権者以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

2. 監査役による招集の請求(会法383②③)

監査役は、必要があると認めるときは、取締役(または取締役会の招集権者)に対し、取締役会の招集を請求することができる(会計限定の監査役は不可)。

3. 一定の株主による招集の請求(会法367①②)

株主(監査役設置会社および委員会設置会社の株主を除く)は、以下の場合には、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

- ①取締役が会社の目的の範囲外の行為、その他法令もしくは定款に違反する行為をする場合
- ②または、これらの行為をするおそれがあると認める場合

取締役会を招集した株主は、この取締役会出席し、意見を述べることができる(会法367④)。

	公開会社	閉鎖会社
内	【監査役設置会社】	【監査役非設置会社】
容	不可	取締役会の招集 可

4. 期限内に招集通知が発せられない場合(会法366④、会法383④、会法367③)

招集権者でない取締役、会計限定でない監査役、一定の株主による請求の日から5日以内に、同日から2週間以内の日を会日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合には、これらの請求をした者は、取締役会を招集することができる。

取締役会を招集した株主は、この取締役会出席し、意見を述べるすることができる(会法367④)。

5. 招集手続(会法368)

会日の1週間前(定款で短縮可)までに、各取締役(監査役設置会社では各取締役および監査役)に対して通知を発しなければならない。通知は口頭でも書面でもよく、議題の提示は不要。

なお、取締役および監査役全員の同意があるときには、招集手続を省略することができる。

【最高裁昭和40年9月22日判決】

代表取締役が、取締役会決議を経ることなくした多額の借入行為は原則として有効であるが、相手方が決議の欠缺を知り又は知ることができたときは(民法93但書が類推適用され)無効となる。

【最高裁昭和36年3月31日判決】

代表取締役が、取締役会決議を経ることなくした募集株式の発行は、業務執行に準じるものとして取引の安全を重視すべきであるため、有効である。

※ 取締役会設置会社における株主総会は、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議をすることができる(会法295②)。

③【決議および議事録】

1. 決議(会法369①②)

議決に参加できる取締役の過半数(定款で加重可)が出席し、その過半数(定款で加重可)の賛成をもって行う。なお、この定数は、開会時のみならず、討議・議決の全過程を通じて充足されていなければならない(最判昭41. 8. 16)。

決議について、「特別の利害関係」を有する取締役は、議決に参加できない。特別の利害関係とは、会社に対して負う忠実義務に違反して議決権を行使すおそれを意味している。

⇒ 株主総会では、原則として行使可能で、決議内容が著しく不当な場合に取消事由となる。

2. 決議の省略(会法370)

株式会社は、取締役の提案について議決に参加できる取締役の全員が書面(または電磁的記録)により同意の意思表示をしたとき(かつ、監査役設置会社では監査役がその提案について異議を述べなかつたとき)は、その提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる(監査役会では不可)。

※ 書面決議や持回り決議は、この場合以外は認められておらず、議決権の代理行使も不可。

3. 議事録(会法369③④⑤)

取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役および監査役は、これに署名(または記名押印)しなければならない(電磁的記録の場合は、法務省令で定める措置をとらなければならない)。

取締役会の決議に参加した取締役であつて、この議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

4. 議事録の備置きおよび閲覧または謄写

(1) 備置き(会法371①)

株式会社は、取締役会の日から10年間、取締役会議事録または取締役会決議の省略の場合における全取締役の意思表示を記載・記録した書面・電磁的記録(「議事録等」)をその本店に備え置かなければならない。

(2) 株主の閲覧または謄写の請求(会法371②③)

① 監査役(監査委員を含む)が設置されていない会社

株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、議事録等の書面等の閲覧または謄写の請求をすることができる。

② 監査役設置会社または委員会設置会社

株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等の書面等の閲覧または謄写の請求をすることができる。

(3) 債権者の閲覧または謄写の請求(会法371④)

株式会社の債権者は、役員または執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる。

(4) 親会社社員の閲覧または謄写の請求(会法371⑤)

株式会社の親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる。

(5) 裁判所の不許可事由(会法371⑥)

裁判所は、請求のあつた閲覧・謄写により、株式会社や、その親会社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をすることができない。

④【取締役会への報告の省略】

1. 報告の省略(会法372①②、会法363②)

役員または会計監査人が、取締役(監査役設置会社では取締役および監査役)の全員に対して、取締役会に報告すべき事項を通知したときは、その事項の取締役会への報告は要しない。ただし、業務執行取締役の取締役会への報告は省略できない。

2. 委員会設置会社の場合(会法372③、会法417④)

役員または執行役、会計監査人が、取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、その事項の取締役会への報告は要しない。ただし、執行役の取締役会への報告は省略できない。

⑤【特別取締役による取締役会の決議】

1. 適用される会社の要件(会法373①、会法362④一、二)

取締役会設置会社(委員会設置会社を除く)が以下の要件に該当する場合には、

重要な財産の処分および譲受け、多額の借財(社債の発行決議は不可)

の決議については、あらかじめ選定した3人以上の取締役(特別取締役)の決議をもって行うことができる旨を定款で定めることができる。

① 取締役の数が6人以上である

② 取締役のうち1人以上が社外取締役(特別取締役に社外取締役が含まれていなくても可)

2. 決議要件(会法373①)

特別取締役による普通決議。すなはち、特別取締役の過半数(取締役会決議で加重可)が出席し、出席特別取締役の過半数(取締役会決議で加重可)の賛成があれば決議。

3. 特別取締役以外の取締役(会法373②)

特別取締役による取締役会は、特別取締役以外の取締役には、招集権限も招集を受ける権限もない。したがって、重要な財産の処分および譲受けおよび多額の借財についての決定をする取締役会への出席を要しない。

複数の監査役が設置されている場合の各監査役についても全員の出席の必要はなく、誰かが出席すればよい(会法383①)。

4. 特別取締役の報告義務(会法373③)

特別取締役の互選によって定められた者は、特別取締役による取締役会の決議後、遅滞なく、その決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。

5. 特別取締役による取締役会に対する不適用規定(会法373④)

次の規定は、特別取締役による取締役会に適用しない。

① 招集権を有しない取締役による取締役会の招集請求(会法366②)

② 少数株主による取締役会の招集請求(会法367)

③ 取締役会の決議要件(会法369①)

④ 取締役会決議の省略(会法370)

【最高裁昭和44年12月2日判決】

名目取締役に対しても招集通知を発しなければならないが、招集通知漏れがあつた場合でも、その取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認められるべき特段の事情があるときには、その瑕疵は決議の効力に影響がない(⇒有効になる)。

5-5 代表取締役

①【取締役会非設置会社】

1. 会社の代表

(1) 原則(会法349①②)

取締役は、株式会社を代表する(代表取締役その他会社を代表する者を定めた場合を除く)。取締役が2人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。

(2) 代表者の選定(会法349③)

定款、定款の定めに基づく取締役の互選、または株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

2. 代表取締役の権限

(1) 包括的(会法349④)

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。

(2) 不可制限的代表権(会法349⑤)

代表取締役の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3. 代表者の行為についての会社の責任(会法350)

株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

4. 株式会社と取締役間の訴えの代表

株式会社が取締役(取締役であった者を含む)に対し、または取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、以下の者が株式会社を代表する。

① 監査役非設置会社(会法353)

その訴えについては、株主総会が会社を代表する者を定めることができる。

② 監査役設置会社(会法386)

その訴えについては、監査役が会社を代表する。

5. 代表取締役が欠けた(または定款で定めた、その員数が欠けた)場合(会法351)

任期の満了(または辞任)により退任した代表取締役は、後任(一時代表取締役を含む)が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する(⇒ 解任された者は該当しない)。

この場合、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時この職務を行うべき者(一時代表取締役)を選任することができる(報酬は裁判所が決定)。

6. 代表取締役の職務代行者(会法352)

民事保全法第56条の仮処分命令により選任された代表取締役の職務代行者は、別段の定めがある場合を除き、株式会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。これに違反した行為は無効であるが、これを善意の第三者に対抗することはできない。

7. 表見代表取締役(会法354)

株式会社は、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、その取締役がした行為について、善意かつ無重過失の第三者に対してその責任を負う。

※ 一時代表取締役は代表取締役であるが、代表取締役の職務代行者は「代行」者にすぎない。

②【取締役会設置会社】

1. 定義(会法349④、会法363①一)

代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。また、対内的には株式会社の業務を執行する機関である。

2. 選任(会法362②三、会法362③)

代表取締役は、取締役の中から取締役会の決議によって選任される(員数に制限はない)。なお、代表取締役の氏名・住所は登記事項である(会法911③十四)。

※ 選任時は特別利害関係者ではないが、解任時は特別利害関係者である。

3. 終任

代表取締役は取締役の中から選任されるので、取締役の地位を失えば当然代表取締役でもなくなる。また、取締役でありながら代表取締役の地位を失うこともある。

4. 権限

(1) 業務執行権(会法363①一)

代表取締役は、株主総会または取締役会の決議事項をそのまま執行するほか、取締役会から委任された範囲内で自ら決定し、かつ実行する。

(2) 代表権(会法349④)

代表取締役は対外的な業務執行権を有するため、会社の代表権を有しており、代表取締役が代表権に基づいて行なった行為は、会社の行為として当然に会社に帰属する。代表取締役の代表権は、包括的かつ不可制限的なものである。

① 包括的(会法349④)

会社の営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。

② 不可制限的代表権(会法349⑤)

内部でその権限を制限しても、その制限の存在を知らない善意の第三者には対抗できない。

※ 取締役会決議により手形振出の権限をA代表取締役に専属させていたがB代表取締役が手形を振出してしまった場合、会社は善意の第三者に対し、手形振出の無効を主張できない。

5. 株式会社と取締役間の訴えの代表

株式会社が取締役(取締役であった者を含む)に対し、または取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、以下の者が株式会社を代表する。

① 監査役非設置会社(会法364)

その訴えについては、株主総会の定めがある場合を除き、取締役会が会社を代表する者を定めることができる。

② 監査役設置会社(会法386)

その訴えについては、監査役が会社を代表する。

6. 一時代表取締役(会法351)、代表取締役の職務代行者(会法352)、表見代表取締役(会法354)

取締役会非設置会社での取扱いに同じ。

【最高裁昭和52年10月14日判決】

(旧商法262条)は第三者の正当な信頼を保護しようとするものであるから、代表権の欠缺を知らないことにつき第三者に重大な過失があるときは、悪意の場合と同視し、会社はその責任を免れるものと解するのが相当である。

5-6 会計参与

1 【総 説】

1. 会計参与と会社との関係(会法330、民644)

会社との関係は「委任」に関する規定に従う。したがって、会社に対して善管注意義務を負う。

2. 選 任

(1) 原 則(会法329、会法341)

株主総会の普通決議により選任する。なお、定足数は1/3以上での増減、賛成議決権数の割合は過半数以上に加重する、定款の規定が可。

また決議の際、法務省令で定めるところにより、補欠の会計参与を選任することができる。

3. 会計参与の資格等

(1) 被選資格(会法333①②)

会計参与は、公認会計士(または監査法人)、税理士(または税理士法人)でなければならない。

なお、会計参与に選任された監査法人または税理士法人は、その社員の中から会計参与の職務を行うべき者(職務執行社員)を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。

(2) 欠格事由(会法333③)

以下の者は、会計参与(職務執行社員を含む)となることができない。

①業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

②税理士法第43条の規定により同法第2条②に規定する税理士業務を行うことができない者

なお、会計参与がその職務を行うに当たり、これらの者を使用することも不可(会法374⑤)。

(3) 兼任禁止(会法333③一)

会計参与(職務執行社員を含む)は、株式会社(またはその子会社)の取締役、監査役、執行役または支配人その他の使用人を兼ねることができない。

(4) 員 数

特に規定はなく、何人でもよい。

4. 任 期

(1) 原 則(会法334①、会法332①)

選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
(定款または株主総会の決議による短縮可)

(2) 委員会設置会社でない閉鎖会社(会法334①、会法332②)

定款により、「選任後2年以内に終了する」を「選任後10年以内に終了する」へ伸長可。

(3) 委員会設置会社(会法334①、会法332③)

選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(4) 定款変更による任期満了(会法334①②、会法332④)

以下の定款変更をした場合には、会計参与の任期はその定款変更の効力が生じた時に満了する。

①委員会を設置または廃止する定款変更

②閉鎖会社から公開会社へ変更する定款変更(委員会設置会社がするものを除く)

③会計参与を廃止する定款変更

5. 終任事由

(1) 一般的事由

①辞 任(会法330、民651)

②民法の定める契約の終了事由(会法330、民653)

・会社の破産手続開始の決定

・会計参与の死亡や破産手続開始の決定、会計参与が後見開始の審判を受けたこと

③欠格事由の発生(会法333③)

④任期満了(会法334)

(2) 解 任(会法339)

①いつでも、株主総会の普通決議によって解任できる。なお、定足数は1/3以上での増減、賛成議決権数の割合は過半数以上に加重する、定款の規定が可(会法341)。

②正当な理由なく解任された会計参与は、その損害賠償を請求できる。

6. 会計参与が欠けた(または会社法や定款の規定の員数が欠けた)場合(会法346①②③)

任期の満了(または辞任)により退任した会計参与は、後任(一時会計参与を含む)が就任するまで、なお会計参与としての権利義務を有する(⇒解任された者は該当しない)。

この場合、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時この職務を行うべき者(一時会計参与)を選任することができる(報酬は裁判所が決定)。

7. 意見陳述権(会法345①②)

会計参与は、株主総会において、会計参与の選任、解任、辞任について意見を述べることができる。

また、会計参与を辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。

2【権 限】

1. 計算書類等の作成権限(会法374①⑥)

会計参与は、取締役(委員会設置会社では、執行役)と共同して、計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を作成する。

この場合において、会計参与は、会計参与報告を作成しなければならない。

2. 帳簿等閲覧・謄写権、報告要求権(会法374②⑥)

会計参与は、いつでも、次のものの閲覧および謄写をし、または取締役および支配人その他の使用人(委員会設置会社では、執行役および取締役ならびに支配人その他の使用人)に対して会計に関する報告を求めることができる。

- ① 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、その書面
- ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、その電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3. 子会社に対する報告要求権、業務および財産の調査権(会法374③④)

会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、株式会社およびその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。

ただし、子会社は、正当な理由があるときは、この報告または調査を拒むことができる。

4. 株主総会における意見陳述権(会法377)

計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類の作成に関する事項について会計参与が取締役(委員会設置会社では、執行役)と意見を異にするときは、会計参与(または職務執行社員)は、株主総会において意見を述べることができる。

3【義 務】

1. 報告義務(会法375)

会計参与は、その職務を行うに際して取締役(委員会設置会社では、取締役または執行役)の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、以下の者に報告しなければならない。

- ① 監査役(監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会)
- ② 上記以外の会社では、株主

2. 取締役会出席・意見陳述義務(会法376)

取締役会設置会社の会計参与は、計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類の承認をする取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

取締役会の招集者は、この会日の1週間(定款で短縮可)前までに、各会計参与に対して、招集通知を発しなければならない。

なお、取締役会の招集手続を省略するときは、会計参与の全員の同意を得なければならない。

3. 株主総会での説明義務(会法314)

会計参与は、株主総会で、株主から説明を求められた事項について説明しなければならない。

4. 計算書類等の備置き義務(会法378)

会計参与は、以下のものを、それぞれに定める期間、会計参与が定めた場所に備え置かなければならない。

- ① 各事業年度の計算書類およびその附属明細書ならびに会計参与報告
定時株主総会の日(1週間(取締役会設置会社では、2週間)前)の日から5年間
(株主総会決議の省略(会法319①)の場合には、その提案があった日から5年間)
- ② 臨時計算書類および会計参与報告
臨時計算書類を作成した日から5年間

4【株主・債権者等の閲覧・謄写請求権】

1. 会計参与設置会社の株主および債権者(会法378②)

株主および債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、会計参与に対し、以下の請求をすることができる。

- ① 会計参与が備置く計算書類等が書面をもって作成されているとき
その書面の閲覧の請求、および謄本または抄本の交付の請求(費用は、請求者の負担)
- ② 会計参与が備置く計算書類等が電磁的記録をもって作成されているとき
その記録事項を表示したものの閲覧の請求、および会計参与の定める電磁的方法での提供または記載書面の交付の請求(費用は、請求者の負担)

2. 株式会社の親会社社員(会法378③)

株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる(費用は、請求者の負担)。

5【会計参与の報酬および費用等の請求】

1. 報 酬

(1) 報酬の額(会法379①②)

- ① 定款に定めた額(規定がないときは、株主総会の普通決議)。
- ② 各別の報酬等について定款の定め(または株主総会の普通決議)がないとき
定款(または株主総会)で定めた報酬等の範囲内で、会計参与の協議により定める。

(2) 意見陳述権(会法379③)

会計参与(法人である場合には、職務執行社員)は、株主総会において、会計参与の報酬等について意見を述べることができる。

2. 費用等の請求(会法380)

会計参与がその職務の執行について、株式会社に対して以下の請求をしたときは、株式会社は、その請求の費用または債務が会計参与の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- ① 費用の前払の請求
- ② 支出した費用および支出の日以降におけるその利息の償還の請求
- ③ 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

※ 取締役と会計参与との意見が一致しない場合には、計算書類等の作成は不可能である。

- ⇒ ① 辞任・解任等により取締役または会計参与のいずれかが交代する のどちらか
- ② 定款変更をして会計参与を廃止する

6【そ の 他】

1. 登記事項

(1) 会計参与の登記事項(会法911③十六)

- ① 会計参与設置会社であること
- ② 会計参与の氏名・名称および計算書類等の備置き場所

5-7 監査役

1 【総説】

1. 監査役と会社との関係(会法330、民644)

会社との関係は「委任」に関する規定に従う。したがって、会社に対して善管注意義務を負う。なお、監査役は業務執行権限が認められていないので、会社に対し忠実義務を負わない。

2. 選任

(1) 原則(会法329、会法341)

株主総会の普通決議により選任する。なお、定数は1/3以上での増減、賛成議決権数の割合は過半数以上に加重する、定款の規定が可。また決議の際、法務省令で定めるところにより、補欠の監査役を選任することができる。

(2) 監査役の同意等(会法343)

取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役(2人以上の場合は過半数、監査役会設置会社では監査役会)の同意を得なければならない。

また、監査役(監査役会設置会社では、監査役会)は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること、または監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

(3) 種類株主総会における選任(会法347②)

監査役選任権付種類株式(公開会社や委員会設置会社は発行不可)を発行している場合には、その種類株主総会の決議で選任される。

3. 監査役の資格等

(1) 欠格事由(会法335①、会法331①)

次の者は、監査役となることができない。

- ① 法人
- ② 成年被後見人や被保佐人(または、外国の法令上これらと同様に取り扱われている者)
- ③ 会社法等の規定に違反し、または、金融商品取引法等に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、または、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ その他の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

※ 成年被後見人、被補佐人、被補助人、未成年者 可

(2) 被選資格の制限(会法335①、会法331②)

	公開会社	閉鎖会社
制限	定款で被選資格を株主に限定(年齢等の合理的な範囲であれば、可) 不可	定款で被選資格を株主に限定 可

(3) 兼任禁止(会法335②、会社法333③一)

監査役は、株式会社(またはその子会社)の取締役、会計参与(法人であれば職務執行社員)、執行役、支配人その他の使用人を兼ねることができない。

(4) 員数

- ① 監査役会非設置会社
特に規定はなく、何人でもよい。
- ② 監査役会設置会社(会法335③、会法390③)
監査役は、3人以上(半数以上は社外監査役)で、最低1人は常勤監査役でなければならない。

4. 任期

(1) 原則(会法336①、会法332①但書)

選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。(取締役や会計参与とは異なり、任期の短縮は不可)

※ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期について、退任した監査役の任期の満了する時まで、と定款に定めることができる(会法336③)。

(2) 閉鎖会社(会法336②)

定款により、「選任後4年以内に終了する」を「選任後10年以内に終了する」へ伸長可。

(3) 定款変更による任期満了(会法336④)

以下の定款変更をした場合には、監査役の任期はその定款変更の効力が生じた時に満了する。

- ① 委員会を設置または廃止する定款変更
- ② 閉鎖会社から公開会社へ変更する定款変更
- ③ 監査役を廃止する定款変更
- ④ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款変更

5. 終任事由

(1) 一般的事由

- ① 辞任(会法330、民651)
- ② 民法の定める契約の終了事由(会法330、民653)
 - ・ 会社の破産手続開始の決定
 - ・ 監査役の死亡や破産手続開始の決定、監査役が後見開始の審判を受けたこと
- ③ 欠格事由の発生(会法335①)
- ④ 任期満了(会法336)

(2) 解任(会法339、会法309②七)

- ① いつでも、株主総会の特別決議によって解任できる。
- ② 正当な理由なく解任された監査役は、その損害賠償を請求できる。

6. 監査役が欠けた(または会社法や定款の規定の員数が欠けた)場合(会法346①②③)

任期の満了(または辞任)により退任した監査役は、後任(一時監査役を含む)が就任するまで、なお監査役としての権利義務を有する(⇒ 解任された者は該当しない)。この場合、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時この職務を行うべき者(一時監査役)を選任することができる(報酬は裁判所が決定)。

7. 意見陳述権(会法345①②④)

監査役は、株主総会において、監査役の選任、解任、辞任について意見を述べるができる。また、監査役を辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べるができる。

2【権 限】

1. 基本的権限(会法381①)

監査役は、取締役(会計参与設置会社では、取締役および会計参与)の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査権限(会法436①②)

監査役は、計算書類および事業報告ならびにこれらの付属明細書を監査する権限を有する。

(2) 業務監査権限

取締役会設置会社においては、取締役会が取締役の職務執行を監督するのが本来であるが、取締役どうしの馴合いの可能性もあり、取締役会による自己監督は、実効性に疑問がある。そこで、監査役にも業務監査権限を与え、取締役会による自己監督を補うこととした。

2. 報告要求権、業務および財産調査権(会法381②)

監査役は、いつでも、取締役および会計参与ならびに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、または株式会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3. 子会社調査権(会法381③④)

監査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。ただし、子会社は、正当な理由があるときは、これを拒むことができる。

4. 取締役会招集請求権・招集権(会法383②③④)

監査役は、必要があると認めるときは、取締役(または取締役会の招集権者)に対し、取締役会の招集を請求することができる(⇒会計限定の監査役、特別取締役の取締役会を除く)。また、この請求の日から5日以内に、同日から2週間以内の日を会日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査役は、取締役会を招集することができる。

5. 取締役の違法行為差止請求権(会法385)

監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって、会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、取締役に対し、その行為をやめることを請求することができる。この場合の仮処分命令には、担保は不要である。

6. 株式会社と取締役間の訴えにおける会社の代表(会法386、会法847①、会法849③、会法850②)

株式会社が取締役(取締役であった者を含む)に対し、または取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、監査役が株式会社を代表する(訴えを起こすかどうかの判断も含む)。

※ 監査役非設置会社では、取締役会(または株主総会)が会社を代表する者を定めることができる(会法364、会法353)。

また、株式会社が取締役の責任追及の訴えにつき、提起の請求や訴訟告知、和解の通知および催告を受ける場合についても、監査役が会社を代表する。

7. 取締役の責任の一部免除への同意等(会法425③一、会法426②、会法427③)

監査役全員の同意が必要。

8. 会計監査人の解任(会法340)

監査役全員の同意が必要。

9. 各種訴訟提起権(会法828、会法830、会法831等)

3【義 務】

1. 監査報告の作成(会法381①、会法389②、会法436①②)

監査役は、毎決算期に監査報告を作成しなければならない。

2. 取締役会(取締役)への報告義務(会法382)

監査役は、取締役が不正の行為をし、またはその行為をするおそれがあると認めるとき、法令または定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会(非設置会社では、取締役)に報告しなければならない。

※ 適法性監査の対象であるが、妥当性監査は含まない。

3. 取締役会への出席および意見陳述義務(会法383①)

監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。⇒ 特別取締役による議決の特例あり。

4. 株主総会提出書類の調査・意見報告義務(会法384)

監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令や定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

※ 取締役の違法行為差止請求権

	監査機関の設置あり		監査機関の設置なし
	委員会設置会社	監査役設置会社	
監査委員	著しい損害	—	—
監査役	—	著しい損害	
株主	回復する事ができない損害		

※ 監査役全員の同意

- ① 会計監査人の解任
- ② 取締役の会社に対する責任の一部免除の議案の提出
- ③ 責任追及等の訴訟において株式会社が取締役等の補助参加する申出

※ 監査役過半数の同意

- ① 監査役の選任
- ② 会計監査人の選任、報酬の決定

4【監査役の報酬および費用等の請求】

1. 報酬

(1) 報酬の額(会法387①②)

- ①定款に定めた額(規定がないときは、株主総会の普通決議)。
- ②各別の報酬等について定款の定め(または株主総会の普通決議)がないとき定款(または株主総会)で定めた報酬等の範囲内で、監査役の協議により定める。

(2) 意見陳述権(会法387③)

監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べることができる。

2. 費用等の請求(会法388)

監査役がその職務の執行について、株式会社に対して次の請求をしたときは、株式会社は、その請求の費用または債務が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- ①費用の前払の請求
- ②支出した費用および支出の日以降におけるその利息の償還の請求
- ③負担した債務の債権者に対する弁済の請求

5【定款の定めによる監査範囲の限定】

1. 定款による定め(会法389①)

閉鎖会社(監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く)は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

2. 定款規定の効果(会法389③④⑤⑥⑦)

この定款規定のある会社では、監査役の報告要求権や調査権、株主総会報告権は会計に関するものに限定され、以下の権限は認められない。

また、この定款規定のある会社は監査役設置会社としては扱われない(会法2九括弧書)。

- ①事業の報告要求権、業務および財産の状況の調査権(会法381)
- ②取締役会(非設置会社では、取締役)への報告義務(会法382)
- ③取締役会への出席権および取締役会招集の請求権(会法383)
- ④株主総会報告権(業務及び財産の状況)(会法384)
- ⑤取締役の行為の差止請求権(会法385)
- ⑥会社と取締役との間における訴えの代表権(会法386)

※ 会計限定の監査役は、株主総会決議取消の訴えの提起ができない。

6【その他】

1. 社外監査役(会法2十六)

株式会社の監査役であって、過去にその株式会社(またはその子会社)の取締役、会計参与もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがないものをいう。

⇒ 親会社の取締役は可

		OK	
親会社	使用人	業務執行社外	会計参与
会社	使用人	業務執行社外	会計参与
子会社	使用人	業務執行社外	会計参与
	NG		

2. 登記事項

(1) 監査役の登記事項(会法911③十七)

- ①監査役設置会社であること
- ②監査役の氏名

(2) 社外監査役である旨の登記

- ①監査役設置会社の社外監査役である旨(会法911③十八)
- ②責任限定契約に関する定款の定め(会法911③二十六)

※ 定款変更による任期満了

	取 締 役	監 査 役
委員会の設置／廃止	○	○
閉鎖会社⇒公開会社	○	○
会計限定監査役の定款の定め廃止	—	○
監査役の廃止	—	○

5-8 監査役会

1【権限等】

1. 監査役職務に関する事項の決定

(1) 組織および職務(会法390①②)

監査役会は、すべての監査役で組織され、以下の職務を行う。

- ① 監査報告の作成
- ② 常勤の監査役の選定および解職
- ③ 監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を決定

公開会社である大会社は規模が大きく、取締役の権限も広汎であるので、監査体制を強化し、その実効性を高めるべく、監査役会が委員会のいずれかを設置することとされた(会法328①)。

(2) 各監査役との関係(会法390②但書)

監査役会は、監査の方針、監査役会設置会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を決定することができるが、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

cf. 委員会制での監査委員は各監査役を拘束する(会法405④)

- (例外) 以下の場合には、監査役(監査委員会にあっては監査委員)全員の同意が必要。
- ・ 取締役の責任の一部免除への同意等(会法425③一、会法426②、会法427③)
 - ・ 監査役全員の同意が必要(会計監査人の解任(会法340)も同じ)。

2. 監査役報告を受ける権利(会法390④)

監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

2【監査役会の招集】

1. 招集権者(会法391)

監査役会は、各監査役が招集する。

※ 招集権についての規定がないので、取締役会のように限定することはできない。

2. 招集手続(会法392)

会日の1週間前(定款で短縮可)までに、各監査役に対して通知を発しなければならない。通知は口頭でも書面でもよく、議題の提示は不要である。

なお、監査役全員の同意があるときには、招集手続を省略することができる。

3【決議および議事録】

1. 決議(会法393①)

監査役の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う(書面決議についての規定はない)。

2. 議事録(会法393)

監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査役は、これに署名(または記名押印)しなければならない(電磁的記録の場合は、法務省令で定める措置をとらなければならない)。

監査役会の決議に参加した監査役であって、この議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

3. 議事録の備置きおよび閲覧または謄写

(1) 備置き(会法394①)

株式会社は、監査役会の日から10年間、監査役会議事録をその本店に備え置かなければならない。

(2) 株主の閲覧または謄写の請求(会法394②)

株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録の書面または電磁的記録に記録した事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧または謄写の請求をすることができる。

(3) 債権者の閲覧または謄写の請求(会法394③)

株式会社の債権者は、役員または執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる。

(4) 親会社社員の閲覧または謄写の請求(会法394③)

株式会社の親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる。

(5) 裁判所の不許可事由(会法394④)

裁判所は、請求のあった閲覧・謄写により、株式会社や、その親会社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をすることができない。

4【監査役会への報告の省略】

1. 報告の省略(会法395)

役員または会計監査人が、監査役全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、その事項の監査役会への報告は要しない。

5-9 会計監査人

1 【総 説】

1. 会計監査人と会社との関係(会法330、民644)

会社との関係は「委任」に関する規定に従う。したがって、会社に対して善管注意義務を負う。

2. 選 任

(1) 原 則(会法329)

株主総会の普通決議により選任する。

※ 定足数や賛成議決権割合についての定款規定や、補欠の会計監査人の選任規定はない。

(2) 監査役の同意等(会法344)

取締役は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役(2人以上の場合は過半数、監査役会設置会社では監査役会)の同意を得なければならない。

また、監査役(監査役会設置会社では、監査役会)は、取締役に対し、会計監査人の選任を株主総会の会議の目的とすること、または会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。

3. 会計監査人の資格等

(1) 被選資格(会法337①②)

会計監査人は、公認会計士(または監査法人)でなければならない。

なお、会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者(職務執行社員)を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。

(2) 欠格事由(会法337③)

以下の者は、会計監査人(職務執行社員を含む)となることができない。

- ①公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者
- ②株式会社の子会社、取締役、会計参与、監査役、執行役から公認会計士(または監査法人)の業務以外の業務により、継続的な報酬を受けている者(またはその配偶者)
- ③監査法人で、その社員の半数以上が②であるもの

(3) 兼任禁止(会法337③一)

会計監査人は、株式会社(またはその子会社)の取締役、会計参与、監査役、執行役または支配人その他の使用人を兼ねることができない。

なお、会計監査人がその職務を行うに当たり、以下の者を使用することも不可(会法396⑤)。

- ①会計監査人の欠格事由に当たる者
- ②株式会社(またはその子会社)の取締役、会計参与、監査役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ③株式会社(またはその子会社)から公認会計士(または監査法人)の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(3) 員 数

特に制限はなく、何人でもよい。

4. 任 期

(1) 任 期(会法338①)

選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。(伸長、短縮ともに不可)

(2) 再 任(会法338②)

上記の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、その定時株主総会において再任されたものとみなす。

(3) 定款変更による任期満了(会法338③)

会計監査人を廃止する定款変更をした場合には、会計監査人の任期はその定款変更の効力が生じた時に満了する。

5. 終任事由

(1) 一般的事由

- ①辞 任(会法330、民651)
- ②民法の定める契約の終了事由(会法330、民653)
 - ・会社の破産手続開始の決定
 - ・会計監査人の死亡や破産手続開始の決定、会計監査人が後見開始の審判を受けたこと
- ③欠格事由の発生(会法337③)
- ④任期満了(会法338)

(2) 解 任(会法339)

- ①いつでも、株主総会の普通決議によって解任できる。
- ②正当な理由なく解任された会計監査人は、その損害賠償を請求できる。
- ③監査役(監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会)は、会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、監査役(委員会設置会社では、監査委員)の全員の同意により、その会計監査人を解任することができる(会法340)。
 - ・職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - ・会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(3) 監査役の同意等(会法344①②③)

取締役は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とするには、監査役(2人以上の場合は過半数、監査役会設置会社では監査役会)の同意を得なければならない。

また、監査役(監査役会設置会社では、監査役会)は、取締役に対し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求することができる。

6. 会計監査人が欠けた(または定款で定めた、その員数が欠けた)場合(会法346④⑥⑦)

遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役(監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会)は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

7. 意見陳述権(会法345①②⑤)

会計監査人は、株主総会において、会計監査人の選任、解任、不再任、辞任について意見を述べることができる。

また、会計監査人を辞任したまたは解任された者は、その後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨およびその理由、または解任についての意見を述べることができる。

2【権 限】

1. 基本的権限(会法396①)

会計監査人は、株式会社の計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告を作成しなければならない。

2. 帳簿等閲覧・謄写権、報告要求権(会法396②⑥)

会計監査人は、いつでも、次のものの閲覧および謄写をし、または取締役(委員会設置会社においては執行役、取締役)および会計参与ならびに支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる(⇒ 必要の有無は問わない)。

- ① 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、その書面
- ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、その電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3. 子会社に対する報告要求権、業務および財産の調査権(会法396③④)

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、株式会社およびその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。ただし、子会社は、正当な理由があるときは、これを拒むことができる。

4. 計算書類等に関する意見陳述権(会法398①③④)

計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類が法令または定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役(監査役会設置会社では監査役会または監査役、委員会設置会社では監査委員会または監査委員)と意見が異なるときは、会計監査人(または職務執行社員)は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

3【義 務】

1. 報告義務(会法397)

会計監査人は、その職務を行うに際して取締役(委員会設置会社では、取締役または執行役)の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、監査役(監査役会設置会では監査役会、委員会設置会社では監査委員会)に報告しなければならない。

また、監査役(委員会設置会社では、監査委員会が選定した監査委員)は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

2. 株主総会出席・意見陳述義務(会法398②)

定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

4【会計監査人の報酬等の決定に関する監査役との関与(会法399)】

取締役は、会計監査人(または一時会計監査人)の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役(2人以上の場合はその過半数、監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会)の同意を得なければならない。

※ 同意権は監査役、決定権は取締役

5【会計監査人設置会社の特例(会法439)】

会計監査人設置会社については、取締役会の承認を受けた計算書類が法令および定款に従い株式会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして、以下の承認特則規定を満たす場合には、定時株主総会の承認を要しない。

この場合には、取締役は、その計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

承認特則規定(会計規135)

- ① 会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること。
- ② 監査役会(または監査委員会)の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認める意見がないこと。
- ③ 監査役会(または監査委員会)の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。
- ④ 監査を受けたものとみなされたものでないこと。
- ⑤ 取締役会を設置していること。

6【その他】

1. 登記事項

(1) 登記事項(会法911③十九)

- ① 会計監査人設置会社であること
- ② 会計監査人の氏名または名称

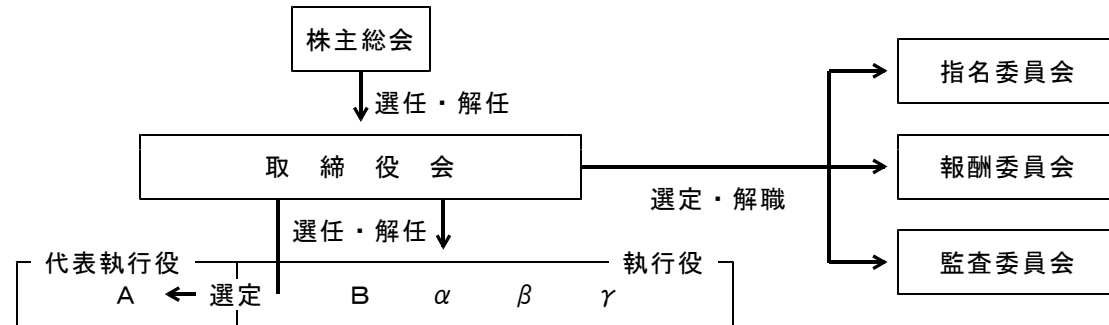
5-10 委員会設置会社

1【委員会設置会社の特色】

1. 組織体系

委員会設置会社とは、指名委員会、監査委員会、および報酬委員会(以下「委員会」という)を置く株式会社をいう(会法2①十二)。

この制度は、取締役会の監督機能を徹底し、監督と執行を分離するところに特徴がある。



- ※ 執行役が経営者であり、取締役会は主に監督機関の役割を担う(監査役の設置はできない)。
- ※ 取締役会は、自らが選任した執行役に対し、業務執行の意思決定を大幅に委任できる。
- ※ 3委員会の全てに属する取締役、どの委員会にも属さない取締役の双方が存在してもよい。

2. 取締役

(1) 選任

株主総会において選任する(会法329①)が、取締役が株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容は、指名委員会が決定する(会法404①)。

なお、委員会設置会社は種類株主総会で取締役を選任することはできない(会法108①但書)。これは、指名委員会が取締役選任議案の内容の最終決定権を有していることが、種類株主総会による選任と相容れないからである。

(2) 職務

取締役は、会社法等に別段の定めがある場合を除き、会社の業務を執行できない(会法415)。また、会社の業務の決定の委任を受けることはできない(会法416③)。したがって、取締役の職務は以下のとおりである。

- ① 取締役会の構成員として会社の意思決定に参加する。
- ② 取締役会の構成員として取締役・執行役の職務執行を監督する。
- ③ 三委員会の委員として活動する。

(3) 兼任

取締役は、執行役を兼任することができる(会法402⑥)。その場合は、取締役としての職務と執行役としての職務を有し、双方に対する責任が課される。

ただし、監査委員は、会社もしくは子会社の執行役もしくは業務執行取締役または子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人を兼ねることができない(会法400④)。

また、取締役は使用人を兼任することはできない(通説)。なぜなら、使用人の地位は執行役を監督する取締役の職務と矛盾するし、使用人としての給与を受けることが報酬規制(会法404③、会法409)の潜脱となるからである。

2【委員】

1. 選任

(1) 選任機関および被選資格(会法400②)

各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する(指名委員会ではない)。

(2) 兼任禁止(会法400④、会法333③一)

監査委員会の委員は、株式会社(またはその子会社)の執行役、業務執行取締役、会計参与、支配人その他の使用人を兼ねることができない。

(3) 員数(会法400①③)

各委員会は、委員3人以上(過半数は社外取締役)で組織する。

※ 全員が社外取締役でも可。

2. 任期

(1) 原則(会法332③)

選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

3. 終任事由

(1) 一般的事由

委員会の委員は取締役の中から選定されるので、取締役の地位を失えば、当然委員でもなくなる。

(2) 解職(会法401①)

取締役会は、いつでも、各委員会の委員を解職することができる。

4. 会社法や定款の規定の各委員会の委員の員数が欠けた場合(会法346①②③)

任期の満了(または辞任)により退任した委員は、後任(一時委員を含む)が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する(⇒解任された者は該当しない)。

この場合、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時この職務を行うべき者(一時委員)を選任することができる(報酬は裁判所が決定)。

5. 費用等の請求(会法404④)

委員がその職務の執行について、株式会社に対して以下の請求をしたときは、株式会社は、その請求の費用または債務が委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

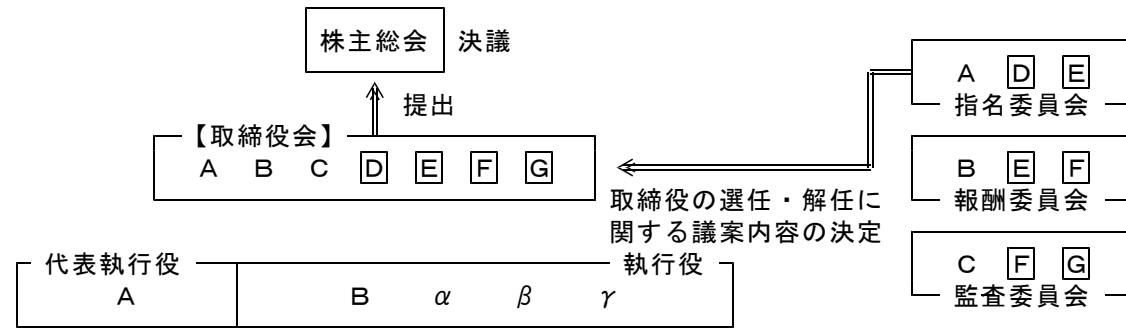
- ① 費用の前払の請求
- ② 支出した費用および支出の日以降におけるその利息の償還の請求
- ③ 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

※ 取締役は、すべての委員に属しても良く、また、どの委員にも属さなくとも良い。

③【委員会】

1. 指名委員会の権限(会法404①)

指名委員会は、株主総会に提出する取締役(会計参与設置会社では、取締役および会計参与)の選任および解任に関する議案の内容を決定する。

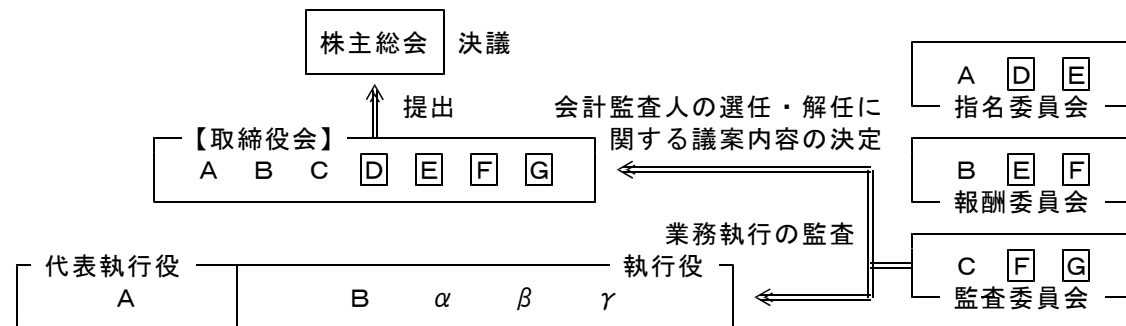


※ 執行役の選任および解任は、取締役会が行う(執行役への委任は不可)(会法416④九)。

2. 監査委員会の権限(会法404②)

監査委員会は、執行役および取締役(会計参与設置会社では執行役、取締役および会計参与)の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

さらに、株主総会に提出する会計監査人の選任や解任、会計監査人を再任しないことに関する議案の内容も決定する。



(1) 報告要求権、業務および財産の調査権(会法405①)

監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役および取締役(会計参与設置会社では執行役、取締役および会計参与)ならびに支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または委員会設置会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(2) 子会社調査権(会法405②③)

監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務および財産の状況の調査をすることができる。ただし、子会社は、正当な理由があるときは、これを拒むことができる。

(3) 構成員である監査委員との関係(会法405④)

選定された監査委員は、報告の徴収または調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない(⇒監査役との差異)。

ただし、各委員には執行役や取締役の違法行為差止請求権が付与されている他、監査報告に異なる意見を付記することができる(会規131①)。

(4) 報告義務(会法406)

監査委員は、執行役または取締役が不正の行為をし、またはその行為をするおそれがあると認めるとき、法令または定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。

※ 監査委員会は取締役会の内部組織であるので、監査は妥当性監査にまで及ぶ。

(5) 監査委員の違法行為差止請求権(会法407)

監査委員は、執行役または取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって、会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その執行役または取締役に対し、その行為をやめることを請求することができる。

この場合の仮処分命令には、担保は不要である。

(6) 委員会設置会社と執行役または取締役間の訴えにおける会社の代表(会法408)

委員会設置会社が執行役(執行役であった者を含む)または取締役(取締役であった者を含む)に対し、あるいは、執行役または取締役が委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、その訴えについては、以下のそれぞれの者が委員会設置会社を代表する。

①原則

監査委員会が選定する監査委員

②監査委員がその訴えに係る訴訟の当事者である場合

取締役会が定める者(株主総会が代表者を定めた場合は、その者)

なお、執行役または取締役が委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査委員(その訴えを提起する者を除く)に対してされた訴状の送達は、会社に対して効力を有する。

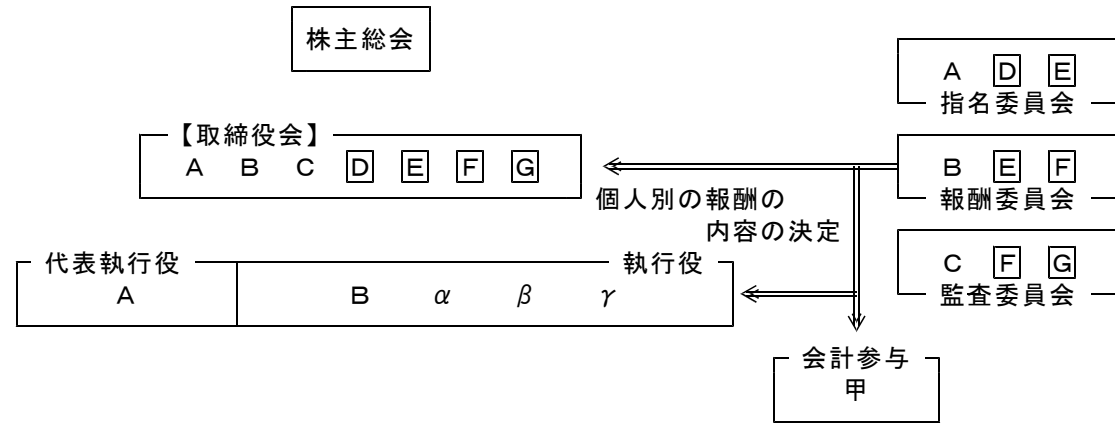
また、委員会設置会社が執行役または取締役の責任追及の訴えにつき、提起の請求や訴訟告知、和解の通知および催告を受ける場合についても、監査委員が委員会設置会社を代表する。(その監査委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。)

※ 監査役のように、自身で業務・財産の状況の調査等を行うことは想定されておらず、調査等の必要があれば、内部統制システムに対し指示する形で行われる(会社法416①一)。

3. 報酬委員会の権限(会法404③)

報酬委員会は、執行役および取締役(会計参与設置会社では執行役、取締役および会計参与)の個人別の報酬内容を決定する。執行役が支配人その他の使用人を兼ねているときは、使用人の報酬内容についても決定する(⇒ 誰にいくら支払うかの決定)。

定款の記載や株主総会の決議は不要であるが、新株予約権の有利発行を受ける場合には、株主総会の特別決議が必要である(会法238、会法309②六)。



(1) 報酬内容の決定方針の策定(会法409①②)

報酬委員会は、執行役および取締役(会計参与設置会社では執行役、取締役および会計参与)の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、これに従わなければならない。

(2) 個人別の報酬内容の決定(会法409③)

報酬委員会は、以下のものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、それぞれの事項を決定しなければならない。

ただし、会計参与の個人別の報酬等は、額が確定しているものでなければならない。

- ① 額が確定しているもの 個人別の額
- ② 額が確定していないもの 個人別の具体的な算定方法
- ③ 金銭でないもの 個人別の具体的な内容

※ 議案の作成権ではなくではなく、金額の決定権である。

	選任の議案	選任の決定	報酬の決定
取締役	指名委員会	株主総会	報酬委員会
会計参与			
会計監査人	監査委員会		取締役会
執行役	取締役会		報酬委員会

4. 委員会の招集等

(1) 招集権者(会法410)

委員会は、その委員会の各委員が招集する。

※ 社外取締役である委員の招集権を保証する等の必要から、特定の取締役に招集権を専属させることは認められていない。

(2) 招集手続(会法411①②)

会日の1週間前(取締役会決議で短縮可)までに、その委員会の各委員に対して通知を発しなければならない。通知は口頭でも書面でもよく、議題の提示は不要。

なお、その委員会の委員全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。

(3) 執行役等の説明義務(会法411③)

執行役および取締役(会計参与設置会社では執行役、取締役および会計参与)は、委員会の要求があったときは、その委員会に出席し、求められた事項について説明しなければならない。

5. 決議および議事録

(1) 決議(会法412①②)

議決に参加できる委員の過半数(取締役会決議で加重可)が出席し、その過半数(取締役会決議で加重可)の賛成をもって行う(書面決議についての規定はない)。

議決について、「特別の利害関係」を有する委員は、議決に参加できない。

(2) 議事録(会法412③④⑤)

委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員は、これに署名(または記名押印)しなければならない(電磁的記録の場合は、法務省令で定める措置をとらなければならない)。

委員会の決議に参加した委員であって、この議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(3) 議事録の備置きおよび閲覧または謄写

① 備置き(会法413①)

委員会設置会社は、委員会の日から10年間、委員会の議事録を本店に備え置かなければならない。

② 取締役の閲覧または謄写(会法413②)

取締役は、議事録の閲覧または謄写をすることができる。

③ 株主および親会社社員の閲覧または謄写の請求(会法413③④)

株主および親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この請求をすることができる。

④ 債権者の閲覧または謄写の請求(会法413④)

債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、この閲覧または謄写の請求をすることができる。

⑤ 裁判所の不許可事由(会法413⑤)

裁判所は、請求のあった閲覧・謄写により、委員会設置会社や、その親会社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可をすることができない。

(4) 委員会への報告の省略(会法414)

役員または執行役、会計監査人が、委員の全員に対して委員会に報告すべき事項を通知したときは、その事項の委員会への報告は要しない。

4 【委員会設置会社の取締役の権限】

1. 取締役の権限(会法415、会法416③)

委員会設置会社の取締役は、会社法等に別段の定めがある場合を除き、業務を執行することができない(取締役会から会社の業務の決定の委任を受けることも不可)。
したがって、取締役の職務は次の内容になる。

- ①取締役会の構成員として会社の意思決定に参加し、取締役や執行役の職務の執行を監督する。
- ②三委員会の委員として活動する。

2. 取締役会の権限(会法416①一、会法416②④)

取締役会は、業務執行の意思決定権限を有する。迅速な意思決定を行なう観点から、執行役に対し意思決定を委任することができるが、次の事項は執行役に委任できない。

(1) 重要な業務執行組織に関する事項

- ①執行役の選任および解任(会法416④九)
- ②執行役が2人いる場合の執行役の職務の分掌および指揮命令関係、その他の執行役相互の関係に関する事項(会法416②、会法416①一ハ)
- ③代表執行役の選定および解職(会法416④十一)
- ④三委員会を組織する取締役の選定および解職(会法416④八)

(2) 内部統制に関する事項(会法416②、会法416①一ロ、ホ)

- ①監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項
- ②執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(3) 株主総会に関する事項

- ①招集の決定(会法416④四)
- ②株主総会に提出する議案の内容の決定(取締役、会計参与、会計監査人の選任および解任および会計監査人を再任しないことに関するものを除く。会法416④五)

(4) 計算に係る事項(会法416④十三、十四)

- ①計算書類等、臨時計算書類、連結計算書類の承認、中間配当の決定

(5) 会社の基礎の変更に係る事項(会法416④十五～二十)

次の契約・計画の内容の決定(株主総会決議による承認を要しないものを除く)

- ①事業の譲渡等の契約、②合併契約、③吸収分割契約、④新設分割計画
- ⑤株式交換契約、⑥株式移転計画

(6) 利益相反取引等の承認、責任の一部免除

- ①取締役・執行役の競業の承認(会法416④六)
- ②取締役・執行役の利益相反取引の承認(会法416④六)
- ③責任の一部免除の決定(会法416④十二)

(7) その他

- ①会社と監査委員との間の訴訟で会社を代表する者の決定(会法416④十)
- ②定款授權による自己株式の買受(会法416④二)
- ③取締役会の招集権者の決定(会法416④七)
- ④執行役から取締役会招集請求を受ける取締役の決定(会法416②、会法416①一二)
- ⑤定款により株式の譲渡制限をした場合の譲渡の承認および承認しない場合の指定買取入の指定(会法416④一)
- ⑥新株予約権の譲渡制限をした場合の譲渡の承認(会法416④三)

3. 取締役会の運営(会法417)

(1) 取締役会の招集(会法417①)

委員会設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、委員会がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。

(2) 執行役による取締役会の招集(会法417②)

執行役は、取締役会が選定した取締役に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。
また、この請求の日から5日以内に、同日から2週間以内の日を会日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした執行役は、取締役会を招集することができる。

(3) 取締役会への報告(会法417③)

委員会がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、その委員会の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

(4) 執行役による取締役会への報告(会法417④)

執行役は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。この場合において、他の執行役を代理人として報告をすることができる。

(5) 執行役の取締役会への出席・報告義務(会法417⑤)

執行役は、取締役会の要求があったときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明をしなければならない。

		公開会社	閉鎖会社
委員会設置なし	取締役・執行役を株主に限る定款の規定	不可	OK
	取締役等選任権付株式	不可	OK
委員会設置あり	取締役・執行役を株主に限る定款の規定	不可	OK
	取締役等選任権付株式	不可	不可

5【執行役】

1. 執行役と会社との関係(会法402③、民644)
 会社との関係は「委任」に関する規定に従う。したがって、会社に対して善管注意義務を負う。
 さらに、執行役は会社に対しての忠実義務も負う(会法419②、会法355)

2. 選 任

(1) 選任機関(会法402②)
 執行役は、取締役会の決議によって選任する(指名委員会の指名ではない)。

3. 執行役の資格等

(1) 欠格事由(会法331①、会法402③)
 次の者は、執行役となることができない。

- ① 法人
- ② 成年被後見人、被保佐人、または、外国の法令上これらと同様に扱われている者
- ③ 会社法等の規定に違反し、または、金融商品取引法等に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、または、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ その他の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

(2) 被選資格の制限(会法402⑤)

	公 開 会 社	閉 鎖 会 社
制 限	定款で被選資格を株主に限定 <input type="checkbox"/> 不可 (年齢等の合理的な範囲であれば、 <input type="checkbox"/> 可)	定款で被選資格を株主に限定 <input type="checkbox"/> 可

(3) 兼任禁止(会法400④)
監査委員が執行役を兼ねることはできない。また、親会社の監査役、会計参与、監査委員も、子会社の執行役を兼任できない(会法335②、会法333③、会法400④)。

※ 監査委員以外の取締役が執行役を兼任することは認められている(会法402⑥)。

(4) 員 数(会法402①)

1人以上であれば、何人でもよい。

4. 任 期

(1) 原 則(会法402⑦)
 選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の後に最初に招集される取締役会の終結の時まで。(定款による短縮可)

(2) 定款変更による任期満了(会法402⑧)
 委員会設置会社が、委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款変更をした場合には、執行役の任期は、その定款変更の効力が生じた時に満了する。

5. 終任事由

(1) 一般的事由
 取締役と同じ。

(2) 解 任(会法403①②)
 ①いつでも、取締役会の決議によって解任できる。
 ②正当な理由なく解任された執行役は、その損害賠償を請求できる。

6. 執行役が欠けた(または定款の規定の員数が欠けた)場合(会法403③、会401法②③④)
 一時取締役(会法346①②③)と同じ趣旨の規定が設けられている。

※ 取締役の職務代行者の規定は、執行役にも準用される(会法420③、会法352)。

7. 権 限(会法418)

執行役は、取締役会の決議により委任を受けた業務の執行の決定、および業務の執行を行なう。
 執行役が2人以上の場合の職務分掌や指揮命令の関係は、取締役会が決定する(会法416①一ハ)。

8. 義 務

(1) 忠実義務、競業行為および利益相反取引の制限(会法419②、会法356、会法365②)
 執行役は、忠実義務、競業行為および利益相反取引について、取締役と同じ規制を受ける。

(2) 監査委員に対する報告義務(会法419①)
 執行役は、委員会設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監査委員に報告しなければならない。

9. 代表執行役

(1) 選定および解職(会法420①②)
 取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。執行役が1人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。
 また、代表執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。

(2) 代表権の包括的不可制限性(会法420③、会法349④⑤)
 代表執行役は、委員会設置会社の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。なお、この権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(3) 代表執行役の職務代行者および一時代表執行役(会法420③)
 職務代行者(会法352)および一時委員(会法401②③④)の規定が、代表執行役に準用される。

(4) 表見代表執行役(会法421)
 表見代表取締役(会法354)と同じ趣旨の規定が設けられている。

10. 株主による執行役の行為の差止め(会法422)

	公 開 会 社	閉 鎖 会 社
主 体	<u>6ヶ月</u> (定款で短縮 <input type="checkbox"/> 可)前より引続き株式を所有する株主	株主
内 容	①執行役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある ②その行為によって会社に「 <u>回復することができない損害</u> 」が生ずるおそれがある ⇒ その執行役に対し、その行為をやめることを請求することができる。	

11. そ の 他

(1) 登記事項
 ①執行役の氏名(会法911③二十二ロ)
 ②代表執行役の氏名および住所(会法911③二十二ハ)

5-11 役員等の損害賠償責任

1 【会社に対する責任】

1. 損害賠償責任

(1) 任務懈怠責任(会法423①)

取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人(以下、役員等)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任(過失責任)を負う。

(2) 損害の推定(会法423②)

取締役(または執行役)が取締役会(非設置会社では、株主総会)の承認を受けずに競業取引を行ったときは、その取引により取締役、執行役または第三者が得た利益の額は、会社の損害の額と推定する。

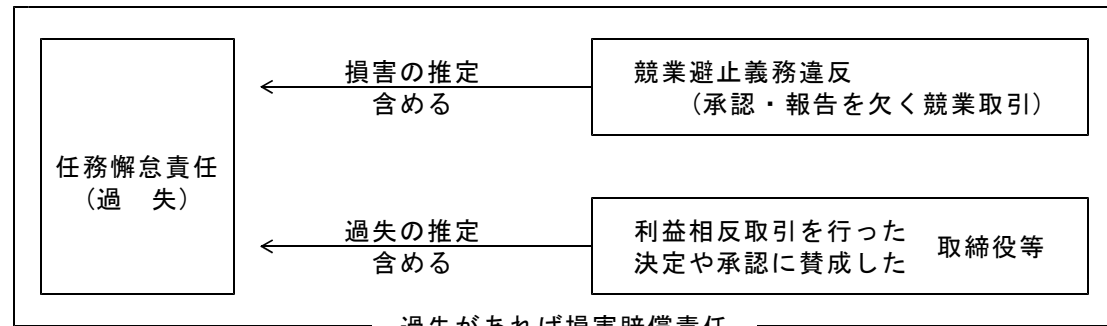
(3) 過失の推定(会法423③)

取締役(または執行役)の利益相反取引によって会社に損害が生じたときには、以下の者は、(事前承認の有無に関係なく)その任務を怠ったものと推定する。

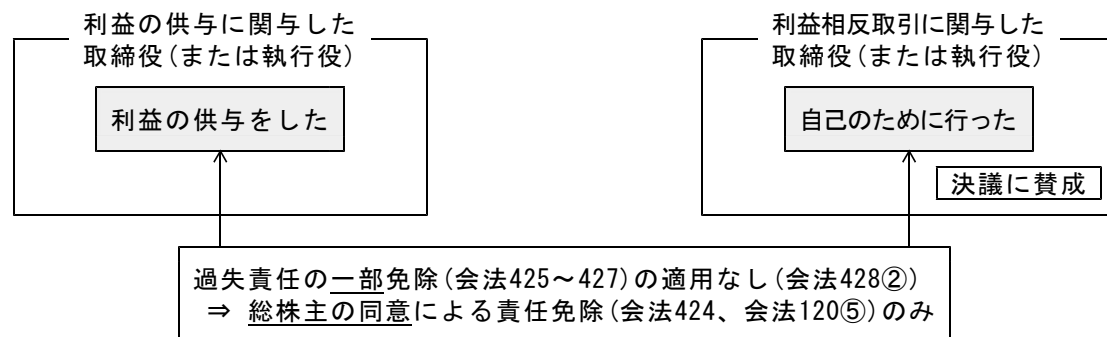
- ①利益相反取引を行った取締役(または執行役)
- ②利益相反取引をすることを決定した取締役(または執行役)
- ③利益相反取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役
(委員会設置会社では、会社と取締役の間の取引、または両者の利益相反取引に限る)
⇒ 執行役が関与する取引についての取締役会の承認決議は対象外

(4) 過失責任の例外(会法428①)

「自己のため」に利益相反取引を行った取締役(または執行役)の責任は、任務を怠ったことがその取締役(または執行役)の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない(⇒ 無過失責任)。



- (例外)①株主の権利行使に関する利益供与をした取締役(または執行役)の責任(会法120④)
②自己のために利益相反取引を行った取締役(または執行役)の責任(会法428)
(「第三者のため」に取引を行った取締役の責任は過失責任)



2. 役員等の過失責任の免除

(1) 責任の全部免除(会法424)

役員等の任務懈怠責任は、(過失責任、無過失責任を問わず)総株主の同意により免除できる。

(2) 過失責任の一部免除

役員等の任務懈怠責任(過失責任のみ、会法428②)の一部免除として、以下のものがある。

①株主総会の特別決議による一部免除(会法425)

取締役等の任務懈怠責任は、その取締役等が職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときは、賠償責任額から次の合計額(最低責任限度額)という。)を控除した額を限度として、株主総会の特別決議によって免除することができる(会法425①②、会法309②八)。

対象者	手続	最低責任限度額
代表取締役 代表執行役	<p>【株主総会の特別決議(会法425①②)】 具体的な責任が発生した後に、株主総会で、以下の事項を開示し、株主総会の特別決議で免除する。 ①責任原因事実と本来の賠償額 ②免除の限度額とその算定根拠 ③責任免除の理由と免除額</p> <p>【監査役等の全員の同意(会法425③)】 取締役が、取締役(監査委員を除く。)または執行役の責任の免除に関する議案を株主総会に提出するには、以下の同意が必要である。 ①監査役設置会社では、<u>監査役全員の同意</u> ②委員会設置会社では、<u>監査委員全員の同意</u></p> <p>【株主総会決議後の利益供与(会法425④)】 責任免除の株主総会決議後に、会社が決議の対象となった役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める報酬等を与えるとき、またはその役員等が、<u>新株予約権を行使・譲渡</u>するときは、株主総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の6年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>
取締役 執行役	<p>【株主総会決議後の利益供与(会法425④)】 責任免除の株主総会決議後に、会社が決議の対象となった役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める報酬等を与えるとき、またはその役員等が、<u>新株予約権を行使・譲渡</u>するときは、株主総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の4年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>
社外取締役 会計参与 監査役 会計監査人	<p>【新株予約権証券(会法425⑤)】 責任免除の株主総会決議後に、決議の対象となった取締役等が新株予約権証券を有するときは、その証券を会社に預託しなければならず、<u>新株予約権の譲渡</u>について株主総会の承認を得なければ、その証券の返還を求めることができない。</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の2年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>

② 定款の規定に基づく取締役等による免除(会法426)

監査役設置会社(取締役が二人以上の場合に限る)または委員会設置会社は、取締役等の任務懈怠責任について、その取締役等が職務を行うにつき善意かつ無重過失である場合において、事情を勘案して特に必要と認めるときは、株主総会の特別決議による一部免除額を限度として取締役(その責任を負う取締役を除く)の過半数の同意(取締役会設置会社では取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

対象者	手続	最低責任限度額
代表取締役 代表執行役	<p>【定款規定(会法426①)】 責任の原因となった事実の内容、その取締役等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役(その責任を負う取締役を除く)の過半数の同意(取締役会設置会社では取締役会の決議)によって一定の限度額まで軽減できる旨を定款で定めることができる。</p> <p>【監査役等の全員の同意】 取締役(監査委員を除く)または執行役の責任免除について、</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の6年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>
取締役 執行役	<p>①責任免除ができる旨の定めを設ける定款変更の議案を株主総会に提出する場合</p> <p>②定款の定めに基づく責任免除について取締役会の同意を得る場合</p> <p>③定款に基づく責任免除に関する議案を取締役に提出する場合には、監査役設置会社では監査役全員の同意、委員会設置会社では監査委員全員の同意が必要である(会法426②、会法425③)。</p> <p>【公告・通知(会法426③④⑤)】 責任免除の同意または取締役会決議を行った場合は、遅滞なく、責任の原因事実等、および責任の免除に異議がある場合は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告(または株主に通知)しなければならない。</p> <p>総株主の議決権の3%(定款で緩和同)以上の議決権を有する株主がその期間内に異議を述べたときは、責任の免除はできない。</p> <p>【株主総会決議後の利益供与】 株主総会決議による事後免責(会法425)と同じ(会法426⑥、会法425④)</p> <p>【新株予約権証券】 株主総会決議による事後免責(会法425)と同じ(会法426⑥、会法425⑤)</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の4年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>
社外取締役 会計参与 監査役 会計監査人	<p>責任免除の同意または取締役会決議を行った場合は、遅滞なく、責任の原因事実等、および責任の免除に異議がある場合は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告(または株主に通知)しなければならない。</p> <p>総株主の議決権の3%(定款で緩和同)以上の議決権を有する株主がその期間内に異議を述べたときは、責任の免除はできない。</p> <p>【株主総会決議後の利益供与】 株主総会決議による事後免責(会法425)と同じ(会法426⑥、会法425④)</p> <p>【新株予約権証券】 株主総会決議による事後免責(会法425)と同じ(会法426⑥、会法425⑤)</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の2年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>

③ 定款の規定に基づく責任限定契約(会法427)

株式会社は、社外取締役、会計参与、社外監査役または会計監査人の任務懈怠責任について、その社外取締役等が職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

対象者	手続	最低責任限度額
社外取締役 会計参与 社外監査役 会計監査人	<p>【定款規定(会法427①)】 定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。</p> <p>【監査役等の全員の同意(会法427③)】 社外取締役等(監査委員を除く)と責任限定契約を締結することができる旨の定めを設ける定款変更の議案を株主総会に提出する場合には、以下の同意が必要である。</p> <p>①監査役設置会社では、監査役全員の同意</p> <p>②委員会設置会社では、監査委員全員の同意</p> <p>【株主総会での開示(会法427④)】 社外取締役等と責任限定契約を締結した会社が、その契約の相手方である社外取締役等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される株主総会で以下の事項を開示しなければならない。</p> <p>①責任の原因事実と本来の賠償額</p> <p>②免除の限度額とその算定根拠</p> <p>③責任限定契約の内容および契約を締結した理由</p> <p>④その社外取締役等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>【株主総会決議後の利益供与】 株主総会決議による事後免責(会法425)と同じ(会法427⑤、会法425④)</p> <p>【新株予約権証券】 株主総会決議による事後免責(会法425)と同じ(会法427⑤、会法425⑤)</p>	<p>職務執行の対価として会社から受ける全ての報酬等の2年分</p> <p>+</p> <p>新株予約権に関する報酬等に相当する額として法務省令で定める方法により算出される額</p>

(6) 登記事項(会法911③二十三、二十四)

取締役会の決議(非設置会社では、取締役の同意)によって一定の限度額まで責任を軽減できる旨の定款規定、および責任限定契約を締結できる旨の定款規定があることは、登記事項である。

②【第三者に対する責任】

1. 第三者に対する損害賠償責任

(1) 職務を行うについて悪意または重過失があったとき(会法429①)
 役員等がその職務を行うについて悪意または重過失があったときは、その役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(2) 計算書類等に虚偽の記載をしたとき(会法429②)

以下の者の各の行為については、その者が注意を怠らなかったことを証明したときを除き、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

①取締役および執行役

- ・株式、新株予約権、社債もしくは新株予約権付社債の引受者を募集する際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知、またはその募集のための会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載(もしくは記録)
- ・計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書、臨時計算書類に記載(または記録)すべき重要な事項についての虚偽の記載(もしくは記録)
- ・虚偽の登記
- ・虚偽の公告(会法440③に規定する措置を含む。)

②会計参与

- ・計算書類およびその附属明細書、臨時計算書、会計参与報告に記載(または記録)すべき重要な事項についての虚偽の記載(または記録)

③監査役および監査委員

- ・監査報告に記載(または記録)すべき重要な事項についての虚偽の記載(または記録)

④会計監査人

- ・会計監査報告に記載(または記録)すべき重要な事項についての虚偽の記載(または記録)

(3) 一般不法行為責任との競合

一般不法行為責任(民法709)と競合すると解する(判例・多数説)。

(4) 責任の消滅時効

民法167①によって10年と解すべきである(判例・多数説)。

③【その他】

1. 連帯責任(会法430)

役員等が株式会社または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2. その他の取締役の責任(債権者保護目的)

(1) 設立における不足額填補責任(会法52)

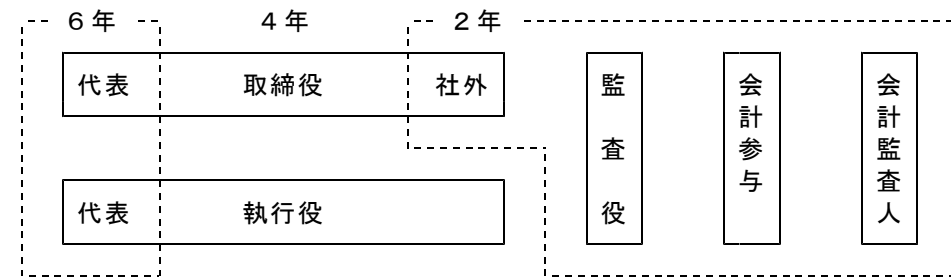
(2) 募集株式の発行における不足額填補責任(会法213)

(3) 欠損が生じた場合の責任(会法465)。

(4) 違法配当の責任(会法462)

違法な剰余金の配当がなされた場合における、その議案を提案した取締役の責任について、分配可能額を超えて配当された部分については、債権者保護のため、総株主の同意があっても免除されない。

※ 責任限定契約



責任		会社に対する責任	第三者に対する責任	
			計算書類等の虚偽記載	その他
あり	重過失	損害賠償義務あり		
	軽過失			
なし		損害賠償義務なし		

5-12 株主総会等決議の瑕疵ほか

1【株主総会、種類株主総会】

	決議取消の訴え (会法831)	決議無効・不存在 確認の訴え(会法830)
	形成の訴え	確認の訴え
①招集手続またはその決議の方法が ・法令もしくは定款に違反 ・著しく不公正 ②決議の内容が定款に違反 ③特別利害関係人の議決権行使の結果、 著しく不当な決議がなされた ----- ↓ (瑕疵の程度が大) ----- ④決議の内容が法令に違反	○	○
誰が	株主・役員等のみ	制限なし
いつまでに	決議日から3ヶ月以内	
方法は	「訴え」をもって	
結果は	対世効(会法838) ともにあり 遡及効(原則)	
裁量棄却	(前提)→ しかし、 ①違反する事実が重大でない かつ ②決議に影響を及ぼさないと認められる ↓ 裁量棄却あり (会法831②)	なし

2【取締役会、監査役会】

決議に手続上(または内容上)の瑕疵がある場合について、会社法では特別の訴えの制度は用意されていない。したがって、決議に手続上(または内容上)の瑕疵がある場合には、私法の一般原則により、当然に無効である。

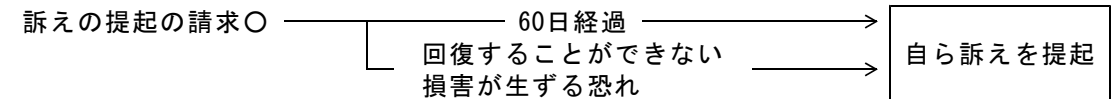
3【責任追及等の訴え】

(1) 株式会社に対する責任追及等の訴えの提起の請求(会法847①)

	公開会社	閉鎖会社
主体	6ヶ月(定款で短縮可)前より引続き株式を所有する株主	株主
内容	株式会社に対し、書面をその他の方法により、 ①取締役等の責任を追及する訴え ②利益の返還を求める訴え ③不正な払込金額で株式を引受けた者等への差額の返還を求める訴え ④不正な払込金額で新株予約権を引受けた者等への差額の返還を求める訴えの提起を請求することができる	

(2) 株主による責任追及等の訴え(会法847②③)

株主の請求の日から60日以内に株式会社が訴えを提起しないときは、その請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。
この期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずる恐れがある場合には、その請求をした株主は、株式会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。



	補 欠		解 任
取 締 役	○	裁 判 所	株 主 総 会
(会計参与)	○	〃	〃
監 査 役	○	〃	〃
会計監査人	×	監 査 役	株 主 総 会 + 監 査 役
委 員	—	裁 判 所	取 締 役 会
執 行 役	—	〃	〃